

平成30年3月19日(月曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第4号

平成30年3月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成30年3月19日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

中島一郎君。

8番（中島一郎君）

おはようございます。

3月議会定例会一般質問におきましては、4問について一般質問を致します。執行部の皆さんにおきましては、できるだけ明快な答弁をひとつよろしくお願ひを致します。

まず初めに、高規格道路の延伸についてでございます。

3月2日の高知新聞では、国道56号バイパス大方改良2.6キロメートルが、2018年に全面開通をするとの発表があったところであります。

それとともに、黒潮町内では、予測をされます南海トラフ地震への津波対策や、いのちの道としての高規格道路の整備が大きく前進し、地域経済における波及効果も計り知れないものがあるのではないかと期待もされています。

そして、佐賀大方道路14キロにおいても昨年の10月から測量が開始されて、今年度中には設計実施の予定にもなっています。

今回の質問と致しましては、金上野から拳ノ川校下6.1キロの片坂バイパス工事では、今年度中の完成を目指して工事も急ピッチで進んでいます。町民の皆さんの期待感もあつてか、よく、いつごろに開通されるのかという質問をされます。

平成29年度当初予算におきましても、開通祝賀会等の委託の経費も予算化されていますが、国土交通省との協議においての見通しについて、まず初めにお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、中島議員の1番のカッコ1、片坂バイパスの開通見通しについてのご質問にお答えを致します。

一般国道56号片坂バイパス、金上野から拳ノ川の間でございますけど、延長6.1キロメートルにつきましては、国土交通省中村河川国道事務所より、平成30年度内に開通予定とお聞きをしているところでございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

平成30年度内に開通予定ということの答弁をいただきましたので。

続きまして、窪川佐賀道路。これは、拳ノ川インターから佐賀インター6.2キロについても、平成27年度から工事着工に入り、佐賀インター付近では、盛り土、橋りょう、水路工事などが着々と施工され、工事現場は日に日に変化を増しているところであります。

また、いち早く、黒潮においては佐賀インター周辺の事業推進を見据えて、白石団地の造成を計画し、住宅の移転先として先じたところ、全世帯の移転もあり、そして全区画が完売されたということは、周辺地域の活気を生むことから、地区の皆さんからも期待をされているところであります。

これも、同じように住民の方に聞かれることですが、佐賀インター付近では工事の進ちよくがよく見えますが、拳ノ川インターから佐賀インターまでの、この間における工事の進ちよくはどのようになっているのか。そして、佐賀インターまでの完成予定はいつごろになるのか。

このことも、国土交通省との関連があってなかなか判断しにくいかもしれませんが、現況で分かっている範囲で構いませんので、ひとつ答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、マル1の窪川佐賀道路の佐賀校区、拳ノ川佐賀間の延長6.2キロメートルの工事進ちよくについてのご質問にお答えを致します。

現在、拳ノ川地区では、橋りょうの下部工事、および上部工事を施工中でございます。

また、熊井地区におきましては工事用道路、佐賀地区では、改良工事、橋りょうの下部工事、および橋りょうの上部工事を施工中でございます。

なお、完成予定の時期につきましては、現在、用地買収中の個所もございまして、完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定すると、中村河川国道事務所よりお聞きをしているところでございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

質問する方は若干しよいわけですけど、これは、今、課長からありましたように、なかなかいろんな関係があって答弁しにくいことだと思います。

国土交通省の方から円滑な事業環境が見せたら、そのあたりで報告をしたいということでございます。

それでは、マル2の方に移らせていただきます。

高規格道路の整備促進を行うことにより不利益を受ける地域の生活環境や、産業基盤の改善を図るために周辺整備事業が計画をされています。

既に対象地域においては事業説明会が開催され、事業計画の申請もされているところですが、この事業は、本線中心線から500メートル圏内、そして対象の事業が公共施設整備ということで、水路、道路、河川整備等が入るようになっております。

事業主体は黒潮町で、県費の補助が50パーセントあるようですが、そして黒潮町内では、該当となる地域が5地区程度だと思われます。地区によっては、周辺の用地買収も円滑に終了した段階でありますので、このあたりで事業開始になることを地元の方たちは大いに期待をしているところですが、この事業がいつごろから事業開始になるのか。

この点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、マル2の高規格道路の整備に伴う周辺整備事業についてのご質問にお答えを致します。

周辺整備事業は、高規格道路等の整備促進に資するため、整備により不利益を受ける地域の生活環境、産業基盤の改善を図ることで用地取得等事業を円滑に進め、本線整備効果の早期発現を図ることを目的としています。

一般国道56号窪川佐賀道路、佐賀工区におきましては、拳ノ川、荷稻、小黑ノ川、熊井、上分の5地区が周辺整備事業の対象地区となっております。現在、荷稻、小黑ノ川、熊井の3地区におきまして、実施事業の覚書を締結しているところでございます。

工事につきましては平成28年度から実施をしております。荷稻地区におきましては、町道荷稻拳ノ川線の改良工事および舗装修繕工事、また、第1荷稻橋の架け替え工事を施工したところでございます。

小黑ノ川地区におきましては、平成30年度から、農業用水路の改修工事を予定をしているところでございます。

熊井地区におきましては、平成30年度から、町道中角熊井線改良工事の測量設計委託業務を実施しているところでございます。

今後も、高規格道路の整備促進を図るため、関係地区からご要望がございました工事につきましては十分調整の上、周辺整備事業を進めてまいります。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、課長の方から、5地区が対象で3地区程度で事業開始がされるという。平成28年度から、荷稻においては工事施工がされているということですが。

まだ2地区ぐらいはその部分が着工予定が見えてないというか、ちょっと、その地区によってはちょっと遅いんじゃないかなという機運もありますので、ぜひそのへんの努力をお願いしたいということと。

それと、先週の産業厚生委員の中で、この周辺事業をやるに当たって交付金事業をタイアップして、できるだけ一般財源が要らないような、そういう形も取られて、なかなか行政が努力してやられているようでございますので、ぜひそういうこともはめていただいて、できるだけ地域からの要望はそういう緩和策を取りながら期待に沿えるようひとつお願いをしておきまして、この質問については終わります。

それでは、カッコ2に移らせていただきます。

これはちょっと方向性を変えた質問になりますが、平成30年度中に拳ノ川インターまで供用開始するということが先ほど課長の方からありましたので、私たちの町に待望の高規格道路が延伸して供用開始となることが決定を致します。

この機会をとらえて、黒潮の観光資源を生かした交流人口の増加や地場産品の販売などを図ることにより、私たちの町、黒潮町を多くの町外、県外の方に知っていただくことの活動を展開し、地域の活性化はもちろん、外貨を稼ぐことも考えなければなりません。早い段階で、観光関連団体や産業団体、そして民間の協力もいただき、体制の強化を図り、それぞれの立場での魅力を発信して、人や物の流れを観光誘致活動に結び付け、地域に活力を生むことの企画提案はできないかということです。

この点について、ひとつよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の 1、高規格道路の延伸についてのご質問のうちカッコ 2、平成 30 年度内に拳ノ川インターチェンジまでの開通に伴い、黒潮町の観光資源を生かした交流人口の拡大や地場産品などの販売強化を図り、観光関連団体との協力体制の下、地域の活力を生む企画提案はできないかについてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、高規格道路の延伸に伴い集店効果が期待されるところでございます。特に観光客の流入など、交流人口の拡大を図るチャンスが訪れると考えております。また、道の駅や商店街の活性を図るチャンスが訪れ、同時に、入り込み客に対する商品として、一次産品をはじめとする特産品の販売増にも期待が出来ます。

ご質問にあります地域の活力を生む企画提案につきましては、仮称佐賀インターチェンジまでの延伸も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

今もありましたように、道の駅、商店街、そこらあたりの活性化とともにですね、仮称ではあるがその事業を計画していきたいというお話がありました。

大変、黒潮において近年、そういう観光誘致活動に積極姿勢が、私が見る中では相当な数値をある部分残しておりますので、今後もそのことを維持していただきたいと。

また、それとともに、平成 29 年度で商工調査分析業務の委託を多分してと思います。これは非常に下積みなことで重要なことであり、商工会や事業所、皆さんからアンケートを取ってその実態をするとともに、これからの黒潮の商工振興の意味でですね、そのことが生かされることを期待を致しまして、この質問については終わります。

それでは、2 番の移住、定住対策に移らせていただきます。

黒潮の人口は 1980 年から一貫して減少しており、今年の 2 月 28 日段階では、人口は 1 万 1,227 人となっています。

この背景には、バブル経済期における都市部への人口一極集中や、町の主要産業であります第一次産業の衰弱による後継者不足、そして高齢化や転出超過である人口移動など、さまざまな要因が考えられています。

これからは若年層人口が一層少なくなり、高齢人口の多い現在の人口構造から、急速に人口が減り始めると推測もされています。

このような現状を踏まえて、人口に影響を与える自然増加および社会増減の原因を究明して人口減少に歯止めをかける取り組みとして、黒潮では総合戦略を策定し、その中に地域特性を発信した戦略も盛り込まれています。

特に若年層の人口確保が重要視されるところでありますが、町においても関係団体との協力や活動によって移住者支援に取り組んできたところですが、まず初めに、過去 3 年間の移住者の実績についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

中島議員の一般質問の2、移住、定住対策についてのご質問の、過去3年間の移住者の実績等につきまして、通告書に基づきお答えします。

議員のご質問されますとおり、全国の地方都市では急速な少子高齢化や人口減少が進んでいる状況であり、当町につきましても、同様の状況であると認識をしております。

この急速な人口減少が、経済活動の縮小やコミュニティー機能の低下など、住民生活のさまざまな分野に影響を与えることが懸念をされております。

このため、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2060年に6,800人程度の人口を確保することを実現するため、課題に対する各分野の基本目標を設定し、具体的な数値目標の達成に向けて取り組みを行っている状況です。

議員ご質問の移住者支援に関する事項としましては、このまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、基本目標2、新しい人の流れをつくるとして、社会増減の均衡に向けた対策として位置付けを行い、移住の促進、定住の促進の施策を講じて、その取り組みを進めております。

ご質問の、過去3年間の移住実績につきまして、黒潮町移住者住宅支援協議会が行っている空き家情報提供システム、いわゆる空き家バンクを通じての、町外から移住をされた実績の数値のお答えとなり、空家バンクを利用せず居住を決めた方につきましては参入することができておりませんので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。

過去3年間の実績につきましては、平成26年度11組28名、平成27年度10組19名、平成28年度19組34人、加えまして、平成29年度は2月末日現在の集計とはなりますが16組20名の実績となっており、平成26年度からの合計で、56組、101人の移住の実績が挙がっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

課長の方から、3年間の実績の報告がありまして、29年度の2月段階まで56組で101人の移住者があったということでございますので、大変、その努力に対して敬意を評したいと思います。

3年間の実績報告があったところでありますが、移住される方はそれぞれの思いや目的意識を持って、自らが今までに経験をした仕事を継続したい方、そして新しい仕事に挑戦される方など、黒潮での生活において期待と不安を持ち移住されるわけですが。

個人情報から、難しいことではありますが、どのような職業や働く場の確保をされて生活の基盤が保たれているのか。このあたりの移住後のサポートをしっかりと行う必要があると思うところですが、このことへの取り組みに対してはされているか。

されていれば、そのことについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

移住後のサポートにつきましては、平成27年度より総務課企画振興係内に移住相談員を配置しまして、定住に向けた悩みや心配ごとのフォローを実施しております。

当初は1名での体制でしたが、平成28年度には2名、また、29年度には4名へと増員をして、体制の強化を図っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

4名の方で移住相談員を設置して、そのことをしてるということですが。

構わなければ、大体どういう相談が多いかということ、分かればちょっとお願いしたいがですけど。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

集計には至っておりませんが、現状としましては相談内容は居住に関することが主な、感覚的には90パーセントぐらい居住に関するものが、質問というか相談の主なこととなります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ありがとうございました。

ちょっと、私の考え方がちょっとずれているかも分かりませんが、その点ひとつよろしくお願い致します。

移住促進のために、子育て支援や空き家の改修などの支援は充実傾向にありますが、移住から定住につながるために、空き家を紹介してこれで終わりということではなく、移住された方へのフォローアップや訪問による交流を通じての情報交換により地域での生活実態を知り、生活環境や風習などの違いを認識してもらうことで、安心した日々の生活が送れるのではないかと。

安心のできる、充実した生活を送ってもらうためには、この相談窓口などの設置が重要視されるところでございますが、先ほど、移住者の方にとっては空き家が一番に悩みであるということの答弁をいただきましたので、この分は省略をさせていただきます。

続いて、1の3であります定着率について質問をさせていただきます。

受け入れ体制が万全であっても、時間がたつことによって、それぞれの原因により町内から残念ながら離れ、町外や県外に転出をされる方もいると思われま。

これも個人情報との兼ね合いがあるかもしれませんが、できる範囲で移住者の方へのアンケート、聞き取り調査などによって原因を究明することで、これからの移住定住対策の支援に生かさなければなりません。

ここで重要なことは移住者の定着率であります。このことへの調査はされているのか。その点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

定着率につきましては、先ほどお答えしました、移住実績である計56組につきまして調査を行いました。現時点で転出が8組となっており、移住をされた方のうち、黒潮町内に現在定住されている方は48組となります。

現在のところ、約85パーセントの定着率になっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

定着率、大変、56組で8組が町外の方へ行かれたと。48組の方が残っていただいて、定着率85パーセントだということですが。

これは高知県においても、2014年、平成26年に県外から移住してきた方が、2年後も本県で暮らしているかどうかという定着率を調査しておりまして、この場合も87パーセントになっておられます。

そして、2015年、これ平成27年度の定着率が約85パーセントですので、偶然にも当町と同じぐらいの数値。非常に高い数値を残していると、私自身は思うところがございます。

先ほどもありましたように、課長の方から、居住の対策が一番の課題であると。90パーセント以上。そういう答弁があったところですが、私は私なりに考えたところで質問をさせていただきますので、その点ひとつよろしくお願いを致します。

移住支援ということでは住宅や仕事の確保が課題となっているわけですが、課題を共有するために関係する担当課や、先ほど課長の方からありましたように、移住者住宅支援協議会等との団体による幅広い情報提供はもちろん、黒潮としての特性ある施策を発信することが望まれます。

ある程度住み慣れたきた場合の課題の一つは、仕事の確保じゃないかと思われるところですが。そして、全国の主要自治体では定住者の獲得競争が一段と激しくなっているとも考えられ、自然が豊か、人情豊かなわが町へと、東京などで開催されるイベントでPRしても、最終的には仕事の情報がしっかりと集約されていないと、実際には移住にはなかなか結び付かないともいわれています。

逆に考えれば、仕事の情報を集約して発信すれば、移住者へのハードルが一つ解消されることにもつながることになるわけですので、ハローワークからの情報提供だけでなく、黒潮のホームページに農業、林業、水産、商工業や民間企業などの協力も得ながら、幅広い情報を提供し、できるだけ見やすく、詳しく、黒潮の特性のあるものにしていかねばならないと思うところです。

各自治体の情報を見てみると、それなりの実績を上げているところはそれなりの努力が見えてきています。一貫性のもので、あまり目立たないということもいわれております。

このあたりの考え方や取り組みについて、お聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

ご質問の仕事の確保への対策につきましては、冒頭申し上げました黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、基本目標1、地産外商により安定した雇用を創出することとして、産業振興や観光、スポーツ振興などを中心に取り組みを進めております。

なお、総務課内にて相談をお受けする場合は、相談される方のニーズに合わせて、町内の求人情報やハローワークの求人情報、また、農林漁業への就業支援などへのご紹介をさせていただいているというのが現状です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

私の質問と大体似たような答弁であるわけですが。

その部分をもう一段、ワンランク上げてですね、積極的な姿勢でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今回、移住定住対策ということで一般質問を致しましたが、高知県においても、年間移住者 1,000 組を達成するために各産業分野の担い手を確保することを目的として、高知県移住促進人材確保センターを高知県県内 34 市町村、産業福祉団体などが参画して付設をされました。このことも大きく期待をするところではありますが。

そして、ひとつ考え方は異なりますが、町外からの移住定住促進だけでなく、地元の若者が黒潮に住み続けることができるまちづくり。やっぱりこのことを基礎ベースとした施策の重要性も訴えて、この質問については終わります。

続きまして、3 の工事請負契約等について質問を致します。

2018 年 1 月 19 日の高知新聞朝刊において、南国市前副市長を逮捕、工事価格漏えい容疑という報道がありました。

工事の発注は、指名競争入札や随意契約などにおいて契約が成立していますが、今回の事件は、随意契約による業者からの見積書の提出の在り方が問題視されたところです。

この随意契約に関する質問は後からさせていただきますが、まず初めに、指名競争入札について何点か質問を致します。

工事の請負契約とは、発注者、黒潮町と、受注者、業者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、審議に従って誠実にこれを履行するものとする、と契約書の中にはうたわれています。これは、発注者と受注者の立場は対等であるという総合認識の必要性を表しているものであります。これによりまして、工事または製造の請け負いなどの契約については、指名競争入札によりまして大半の工事が発注をされています。

平成 28 年度業務報告書の入札契約事務に関する事項を参考に見てみると、請負工事が 112 件で、工事の契約額は 15 億 547 万 4,954 円という、多額の必要経費となっております。

この入札の指名方法については、毎年業者から提出されます指名願を審査を行い、そして ABC ランクに格付けをされて、500 万円以下は C のランク、500 万から 1,500 万円が B のランク、そして 1,500 万円以上が A のランクの基準を設けて、大半の工事が入札されて契約の締結に至っていると思われま。

ここで少し気になった点であります、この中に入札不調と入札中止が約 20 件程度を記述をされておりました。これらの工事は契約には至っておりません。

その中には、平成 28 年においては 1,000 万以上の工事として、旧伊与喜保育園解体工事約 1,249 万 4,000 円、横浜改良住宅ストック改善工事約 1,925 万 3,000 円、蛭川集落活動センター整備事業施設改修工事約 2,725 万 9,000 円の 3 件も含まれていました。

それぞれの工事についてそれなりの理由があるかと思いますが、どうしてこのような事態が起こるのか。

この件についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、中島議員の一般質問の3、工事請負契約等についてのご質問の1番目のご質問、平成28年度の入札不調の原因につきまして、通告書に基づきお答えします。

ご質問の平成28年度の入札不調等の要因につきましては、各入札案件別にさまざま要因があるものと考えられますが、全体的には、近年の防災関係の工事の増加に加え、高規格道路の延伸などによる工事、および災害復旧工事などにより、町だけではなく県工事や国交省等の工事も含め、発注件数が過多となっていると考えられますとともに、各事業者さまの人手不足も一つの要因となり、町内業者につきましても施工困難な状況が続いているのではないかと考えております。

特に本町の場合は、建築関係につきましては住宅の耐震診断に基づく耐震改修、建設関係では避難路の整備に力を入れ、積極的に推進していることもあり、各事業者さまはこれらの工事等に追われ、人手不足の要因もあり、施行が困難な状況であったものと推測をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ありがとうございました。

端的に言えば、工事の発注件数が多いということと、業者の人手不足で、なかなかその事業を受けるまでに至らないということであります。これはある部分、とらえ方によっては複雑な部分はあるんですが、やはり業者のその部分の育成というか、そういう担保になるものもこれから今後、考えていかなければならないのではないかと思います。

これと同じように、今年度、平成29年度の実態があればそのことについても、分かる範囲で構いませんのでひとつお願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

ご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の、平成29年度の請負工事や入札業務、物品購入に関しての入札件数や不落の件数、辞退等により入札ができなかった件数等に答弁をさせていただきます。

平成29年度の4月から2月末までの11カ月間の集計とはなりますが、入札実施予定件数は173件で、このうち指名業者の辞退等により入札が実施できなかった件数は17件であります。

また、予定価格に達しなかった等の理由により不落となった件数は5件となっており、これによりまして、合計で22件が入札不調となっております。

151件が入札を完了しているという状況です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ありがとうございました。

29年度においても、151件中22件が入札不調や不落ということですが。

小さな事業においては、避難道路の整備事業なんかも多分入っていると思うんですね。これは、なかなか

地域の方にとっては、もうすぐにはできるというふうなお話をいただいて、その後入札したら入札不調で、平成30年度の繰り越しになるとか、いろいろそこらあたりあるわけですが。原因は行政にあるわけではないので、そのへんは私の方も理解しておりますが。

できるだけですね、平成30年度以降は若干、事業件数や工事額も減少しつつありますので、このへんは解消されていくのではないかと思うところですが、今後もできるだけこういうことのないように、行政においても努力のほどをお願いしておきたいと思います。

続きまして、建設工事請負契約書に基づき質問を致します。

第30条、31条によると、業者は、工事が発注されて完成したときには、10日以内に町に完成通知を致します。そして、町は通知を受けた日から14日以内に、両者立ち会いの上、設計図書に定めるところによる工事の完成を確認して、検査は完了を致します。

その後、町からは検査結果、合格通知書が出されます。業者は、検査が合格したことにより請負代金の請求をすることができ、そして、その後40日以内に請負代金の支払いがされることによって、全般の工事と事務は終結をされます。

この間の作業や事務処理が契約どおりに履行されているのか、ということであります。それぞれの工事の施工については、主に監督職員は担当課の一職員がなり、そして、検査は上司に当たる課長が実施していると思われれます。この一連の流れの作業や事務処理が、町の担当職員の業務遂行に当たって遅れが生じているようなことはないかという質問でございますが。

その点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

ご質問にお答えを致します。

ご質問の、第30条、第31条に規定されておりますのは、500万未満の契約書につきましての規定だと考えます。検査および引き渡しや、請負代金の支払い等に関する規定でございます。

それらの規定につきましては、各工事担当課におきまして契約書に基づき適正に履行をし、規定の内容を順守して執行しているものと認識をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

契約の内容を認識して順守しているから、そういうことはないという認識をしているということですが。

これは仮定の話になるわけですが、あった場合にはですね、請負業者は不利益をこうむることになります。例えば、町が完成通知を受けて、14日以内に検査ができなく時間を要したとか、また、請負代金の支払事務が遅れるとか、いろいろなことが想定をされるわけです。

業者間においては、契約の内容、特に工事期間などは絶対守らなければならない事項であり、町の監督員指導の下、契約どおりに工事完了を実行していく中で、初めにも言ったように町と請負業者は対等の立場という認識を重要視することを、ここであらためて要望をしておきます。

続いて、随意契約について質問を致します。

先ほども申し上げたとおり、1月19日の高知新聞で、南国市の前副市長が工事価格漏えい容疑で逮捕されたという記事があったことを報告致しました。

この発注工事は、遊歩道の補修工事を随意契約により契約が締結されています。この事件を教訓とするために、黒潮町の随意契約はどのようになっているのか、私なりに調査を致しました。

黒潮町契約規則によると、随意契約によることができる契約の種類および額。

- 1 つに、工事または製造の請負は 130 万円まで。
- 2 つに、財産の買入れは 80 万円まで。
- 3 つに、物件の借入れは 40 万円まで。
- 4 つに、財産の売払いは 30 万円まで、等々となっております。

これは、県下の市町村のを見ても大体このように統一をされていますが、これを条件として随意契約をする場合に、黒潮の場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書を取らなければならない。そして、次の場合に該当するときは、この限りではないということがうたわれています。

それは、1 つ目には、官公署と契約するということ。

2 つ目には、法令の規定により、その価格が定められているとき。

3 つ目には、緊急を要する災害時等の工事についてのうんぬんがうたわれております。

調査することが困難かもしれませんが、分かる範囲で構わないので、平成 28 年、29 年度の随意契約の締結によって工事発注はあったのかどうか。

また、契約規則の見積もりの徴収第 30 条では、先ほど申し上げたとおり、黒潮はなるべく 2 人以上の者から見積もりを取ることとなっているが、近隣の市や町では四万十市が、原則として 2 人以上の者から見積書を。そして、四万十町、宿毛市、土佐清水においては、2 人以上の者から見積書を。南国市の場合は、3 人の者から見積書が必要とされています。

これらを比較してみると、黒潮の場合は原則として 2 人ということでありますので、絶対 2 人以上でなくても構わないと理屈にも取れるわけですが、若干このあたりが緩和をされている内容になっているのでないか。これはちょっと緩いのではないかという考えを、私は持ちました。

今回の南国市のこの事件を真摯に受け止め、私たちの町に置き換えた場合に、チェック体制の在り方等々についても見直す機会ととらえて、職員に周知徹底を図り、できればガイドライン等の作成を検討する必要もあるのではないかと思うところでございます。

その点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、中島議員の一般質問の 3、工事請負契約等についてのご質問の 2 番目のご質問、随意契約の実績等につきまして、通告書に基づきお答えを致します。

ご質問の随意契約の実績の集計につきましては、黒潮町契約規則第 28 条に定められておりますとおり、工事または製造の請け負いから財産の買入れ、物件の借入れなど、多岐にわたりますため、すべての随意契約に関しての実績を集計することは困難であります。

このため、請負工事と委託業務の随意契約を合計した件数の答弁となりますことをご容赦いただきたいと思います。

実績件数の集計の結果、平成 28 年度の随意契約の契約件数は 135 件、平成 29 年度につきましては、2 月ま

での集計とはなりますが87件の実績が挙がっております。

また、議員ご質問の、黒潮町契約規則第30条の見積書の徴取で定める、なるべく2人以上の見積書を徴さなければならぬの規定の順守につきましては、規則第30条のただし書きに規定されている各号に該当する場合など、特別な事情がある場合は1社からの見積もりの徴取となっております。

特に、台風や豪雨での崩土など、緊急な対応のため、規則第30条第3号、議員がご質問の中でありました災害その他特別の事由によりの所の規定を適用しまして、早急な対応のため1社からの見積もりを徴取することで緊急時の対応を行っております。

なお、随意契約につきましては、決裁文書の中で、該当する地方自治法施行令第167条の2の該当する番号およびその理由を付すこととして取り扱うなど、規定の趣旨に順守した運用がされているものと理解しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

質問する方は、28年、29年度の随意契約についてという報告をいただいたわけですが、質問する方は簡単にできるわけですが、なかなかこれを調べるということは時間がかかったと思います。

平成28年度135件、平成29年2月段階で87件と。これは請負と委託契約においてだけでございますけれども、件数からしては非常に多くあると思われるところです。

今、課長が言いましたように、私はこの災害復旧の分の一業者というのは、それは当然のことではありますが。私が先ほども述べていたのはですね、その委託契約のその見積書の取り方。ここがちょっと、原則として2人ということになっておりますので、原則が付いておりますので2人も取らなくても構わないのではないかとか、1人でも構わないのではないかと。それは今も言いましたように、工事請負等と災害等の分は、ちょっとその分から外して物の考え方を考えていただきたいですが。

一般的なこの随意契約の見積もりの取り方、その点についてちょっとお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

議員がご質問されます見積書の徴取等の取り扱いにつきましても、予算の効率的な執行、公平性、透明性が担保されますよう、先にも答弁させていただきましたとおり地方自治法施行令で定める適用条項を記載し、その理由を付して決裁を取るなど、適切な執行に努めております。

また、黒潮町契約規則第29条に基づきまして、ただし書きに該当する場合を除き予定価格を定めて執行をしておりますので、随意契約の契約につきましては適正に実施されているものと認識をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

課長、僕も課長が言いようことは分かるがです。十分理解しております。

私が聞きたいのはですね、例えば、一般的に130万円以下の工事請負を発注したときに、その見積書の取り

方。そのことをお聞きしたいわけです。

一般的で構いませんので、その今課長が言いましたように、災害時の緊急時には時間を要したら困りますので、1社からもろうてすつと工事を発注せないかん。そのことは置きまして、一般的な工事の場合にどのような形を適用して、どのようにやっているのか。

今、課長が申しましたように、法令に基づいて適正にやっているということは分かるわけですが、ひとつその事業を仮定として置いた場合の事務的な流れを説明してもらいたいと思います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

事業の一般的な流れにつきましては先ほど答弁させていただいたとおりですが、まず、その随意契約の案件別に、やっぱり状況であったりが異なると思いますので、そのあたり案件別な答弁になろうと思いますので。

ここでは全体的な説明で、先ほど答弁させていただきました内容でご理解をいただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ちょっとすみません、私が聞きたいのはですね、これ非常に参考というか、今後その参考にさせていただきたいのは、この南国市の今回のこの事件いいますか。これを高知新聞で見ると、本当にその時系列にももの流れが分かり、そしてこのこと自体がですね、黒潮ではそういうことがないと思いますけれども、今後、起きるかも分かりません。やはり、年代とともにこういうことが忘れがちになってきますので、やはり若い職員等なんかにこのことを教訓としていろいろと学び、この流れを周知徹底をしていただきたいと思うところながですね。

自分ながらに考えたのはですね、一般的に工事をする場合に、設計書を見積書に置き換えて、2人の者から見積もり取って工事発注をする場合。この場合、委託をした場合には設計の委託料が発生するわけですが、これをで工事をすれば問題がないと思われませんが。

ちょっと話を変えれば、一つはですね、例えばの話ですけれども、町営住宅の改修や改良の工事の場合には建築の部分になってきますので、多分、黒潮には専門的な知識を持って建築に係る設計をされる方はいないと思うわけですね。そういう場合のどういう対応を、今言うたような対応でされているのか。

それともう一つは、どこそこの水路の工事を発注したときに、130万円以下でありますので随意契約で工事を施工したい。その場合に、業者から見積書を頂いて、それを設計書に置き換えて、他の業者から見積もりを取る方法。その取り方というのが、一般的に言われております相見積もり。これは行政用語かどうか知りませんが、事務的な見積書が整っておればよからうという考え方で、その工事を発注される場合があるかもしれません。

南国市はこの部分で問題視されているわけですが、Aという業者に130万以内の工事を100万円で見積もりを取る。そして、B市の業者に110万、120万の価格を入れた見積書を提出して、その業者に判をもらって、それを見積書に置き換えて随意契約をやられていたことが大きな問題になっているわけですね。

黒潮ではそういうことがないということでありませぬけれども、これはやっぱりこの一連の事業の流れを見たときに、なければそれでいいわけですが、これからもそういうことが黒潮では絶対起きないということをぜひお願いして、職員間での研修の場なんかも設けて、課長から今も何回もありましたように法令に順守してやっ

てますということでありますけれども、そういう行動が積み重なってその言葉が生きてくると思いますので、忙しいかも分かりませんが、やはり今回のこの事件を黒潮においても教訓とした取り組みをしていただきたい。そのことをお願いをしておきます。このことが、公平の原則であります最小の経費で最大の効果を生むことで町民からの信頼を得ることにつながると思いますので、その点についてひとつよろしくお願いを致します。

それでは、4番目の臨時職員等の雇用体系について質問を致します。

昨年の12月議会定例会におきまして、同僚の一般質問の中で、総務課長から全体の職員数について、正規職員が198名で臨時職員等が118名。合計で316名で、私たちの町の業務執行がされているということでありました。

この臨時職員等の多さがちょっと気になりまして、今回、この臨時職員等の雇用体系について質問を準備したところであります。

既に執行部の皆さんもご存じのとおり、パートや契約社員など、有効雇用で働く人が同じ職場に5年を超えて勤めれば定年まで働く権利を得られる無期転換ルールが、この4月から適用されることになりました。

この無期転換ルールは、2012年に当時の民主党政権下で成立した改正労働契約法で規定されたもので、非正規労働者の雇用を安定させることが目的とされておられます。これから見ても、5年前の2013年4月から1年間の有効労働契約を更新して続けていた場合には、本人からの要請によっては、この無期転換ルールの適用対象になるということですが。

まず初めに、市町村職員においても、この無期転換ルールが適用されるかどうか。そのことについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、中島議員の一般質問の4、臨時職員等の雇用体系につきましてのご質問の無期転換ルールについての対応につきまして、通告書に基づきお答えします。

議員がご質問されますように、一般企業等におきましては無期転換制度として、有期労働契約が5年を超えて反復行使された場合は、有期契約労働者である契約社員であったりパートタイマー、アルバイトなどからの申し込みにより、期限を定めない有期契約に転換されるルールが無期転換ルールと呼ばれ、導入をされることとなっております。

また、議員がご質問されますとおり、国家公務員および地方公務員につきましては、労働契約法第22条の規定により、使用者が同居の親族のみを使用する場合の労働契約とともに、労働契約法の適用除外となっております。しかしながら、地方公共団体の臨時非常勤職員につきましても、平成29年度に成立しました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律におきまして、任用や服務規程等の整備が図られるとともに、会計年度任用職員制度が創設され、平成32年度からこの制度に移行されることとなっております。

このため、本町におきましても、会計年度任用職員制度への移行をスムーズに行うため、来年度から本格的に準備等を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今回の無期転換ルールは、市町村職員等については適用外ということであります。

適用になれば、臨時職員等の雇用体系においてですね、5年を超えて勤務されている職員の方もおられるかもしれません。この場合にはさまざまな問題が想定されますので、このへんの対応についてお聞きをしたいところでありましたが、平成29年度に地方公務員法の改正もあって、その対処の仕方が32年度以降にできるということでございます。

この無期転換ルールは非常にこう複雑なものがありまして、報道によると、日本郵政グループでは県内の日本郵便だけでも631人の非正規職員が無期転換されて職員に雇用されたとか、5年続けばこの無期転換ルールが適用になるから雇用関係を3年で打ち切る企業があるとか、いろいろなことが問題視されていますので、そのあたりのこともあって今回質問を準備したところでありますけれども、適用外ということでございますのでひと安心を致しまして、これで3月議会定例会の一般質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、10時半まで休憩します。

休 憩 10時 07分

再 開 10時 30分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

それでは、私の質問を致します。通告書に沿って質問致しますので。

今から入ります1問目の方ですが、住民へのサービスについてを問うということで、ひとつお伺い致します。

今年1月9日より、新庁舎で業務が開始となりました。行政業務は多岐にわたりますが、基本は住民へのサービス業務になるのではないかと、私は考えております。そのように考えれば、庁舎へ用事で見られた住民の方々はお客さまではないでしょうか。

住民の方の中には、庁舎に用事で行けば、我々はお客さまだからお茶を出してもよいのではないかとの声があります。旧庁舎とは違って、新庁舎の1階ロビーは明るくて広がっています。庁舎への送迎バスで来られて用事が済んでも、送迎バスまでの時間を待ち、また個人で来られた方も、用事が済んで庁舎内で一杯のお茶が出ることは、住民と行政との触れ合いになると私は思います。

これ、先だってでしたけど、私が用事であつてきたときに、バスで待たれた方がおりました。来るバスを。その方が、日よりも良かったんで30分ぐらいの調整時間を外で待っておりましたし、またある方は、ここまで手押し車で来たけどなかなかしんどいということで、それで時間が40分ぐらい、まだ町バスとの関係があるということでありました。その方は、たまたま私の友達が乗せて下まで送るということで帰っていきましたけど。

そんなことがありましたもので、ぜひ1階のロビーに住民へのサービスとしてのお茶、お湯、水、紙コップ一杯出るサーバーの設置が私はすべきでないかと思いますが。

行政の考え方を問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の一般質問の1、住民サービスについてのご質問の庁舎1階ロビーへのお茶用サーバーの設置につきまして、通告書に基づきお答えします。

議員がご質問されますとおり、これまでの庁舎につきましても、また、新しい庁舎につきましても、住民の皆さまへの水やお茶を提供できるサーバー等の機器を設置をしておりませんでした。

新庁舎に関しましては、住民の皆さまから距離も離れたとの声も聞かれ、また、高台にあるため、ご不便をお掛けしているのではないかと心配をしているところでございます。

新庁舎につきましては、くろしおホールの設置や、開かれた庁舎として来庁していただいた住民の皆さまにご利用をしていただき、快適に過ごすための空間づくりにも配慮していることから、住民の皆さまに憩いの場として活用していただきたいと願っております。

このため、議員がご提案されますお茶用サーバーの設置につきましては、新庁舎へのお客さまが快適に過ごしていただくためのサービスとして有効であると考えられますので、お茶用サーバーの設置につきましては衛生上の問題もありますので時間を頂くことになるかもしれませんが、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

考え方は分かっていたかたようでございますが、その衛生上からという意味が、ちょっと私は理解がしにくいですけど。

量販店なんかでも、何とか食事の取れるコーナーなんか行ったら、お茶はサービス出しております。そういうお茶、お水等のあれは付いて。そこはまあコップが付いてますけど。

紙コップでやるんだったら、それほど衛生的な。サーバーそのものは衛生的に管理されていくと思いますので、その衛生上の問題という点はこの点ながら、ちょっと私個人的には理解に苦しみますんですけど。

行政も言うようにね、開かれた庁舎ということで空間も造ったということで。そうすれば、そのクリアというのがちょっとあれかもしれませんが、まあ紙コップ一杯。で、紙コップで見れば、その端に使用済みは全部捨ててもらおうようにしておけば、それで済むと思います。

そして、住民の方が和んで、住民同士の会話もあろうし、また、そうやって休むことによって、職員さんと住民の方の距離が近くなるのではないかと思います。ぜひ、その衛生的なものをクリアできるように、サーバーの設置は時間をかけての検討じゃなくって、やはりそんなに時間かけずに設置が必要ではなかろうかと思っております。

設置の時期的なものとは言いませんけど、何年も検討されても困りますので、検討の時間的なものと。

それから、今、私が言いましたように、住民の方と職員の方が話はしなくても顔を見ておれるという点は、役場の職員さんと住民さんの間にはかなり距離がある部分があると思います。それは住民の方の受け取り方もあろうと思いますけど。そういう点では、そういうことで休むことによって職員さんの仕事ぶりも見ていただけるろうし、また、住民と職員さんの距離的なものも短くなるというか、そういうように受け取っておりますが。

執行部の方はどのようにとらえておるかを問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

まず、衛生上の管理につきましては、例えば、水をためたまのサーバーになりますと、その水の鮮度とい

うか衛生上の管理が問題になろうと思います。

工事によりまして水道管をサーバーまで引いてきて、いつでも新しい水が流れるというか提供できるのであれば、衛生的な管理というところは少しは保護できるのかなというふうに考えますが、工事も伴いますし、その他の経費の問題等もございますので、若干の時間は必要であるものと認識をしております。

後段の質問につきましては、先に述べましたとおり開かれた庁舎として運営をしたいということで、設置に向けて検討をしていきたいということを考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

再質問させていただきます。

水道の、いつもきれいな水が流れよったら衛生管理上はそれでいいということで、それが一番いいでしょうけど。

あれアリーナいうんですかね、住民が集まって遊ぶ、イベントができる場所がありますよね。あこには一応水道が来てますよね。そこを活用されて、何とか早急な対応ができないかと考えますが。

その点について。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

ご指摘がありましたくろしおホールにつきましては、この間までありましたが、確定申告に使われたり選挙の期日前に使われて、かなり閉鎖をして、その方しか使えないという状況にもなりかねません。庁舎に来られるお客さま全員に提供をするとすると、くろしおホールから外れた、皆さんがご利用したい所に設置をすべきと考えます。

そうすると、やはり工事がちょっと発生するのではないかとというふうに懸念もしておりますので、そのへんも加味したお答えをさせていただきました。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

1 問目の質問は、これ以上やっても結論は出ませんので、次の方に入らせていただきます。

2 問目の方ですが、町立学校について問うということで。これは大体、小学校、中学校です。町立学校です。

まず、その1問目でございますが、町立の小中学校の校庭に植樹されている樹木についての財産管理については、学校側にあるのか、それとも教育委員会側のいずれになるかについてを問います。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、森議員の町立学校についての1問目の質問に答弁をさせていただきます。

町立学校の校庭に植樹をされている樹木につきましては、町の財産となります。従いまして、管理責任は町教育委員会にございます。

ただ、日々の維持管理につきましては、学校で管理できるものにつきましては、それぞれの学校がその都度行っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

これで財産管理については、たとえ記念樹で植えたとしても、そこに植わったものは教育委員会の方の財産管理と。町の財産管理ということになるということ。

日々の管理については学校側に管理していただいているということで、その財産権は分かりましたので、次の2 問目の方に入らせていただきます。

入野小学校の校庭東側に、ちょうど大方高校のグラウンドの西の方になりますけど、そこに植樹されていたタイワンカエデやイチョウについて、住民の方より、学校から帰ってきたお孫さんが駆け寄ってきて、学校のきれいな葉っぱの木が全部切られた。今日も切られていた。校長先生は、毛虫や蜂の巣がたくさんあるのでみんなの安全のために切ったと話したけど、僕はかわいそうで涙が出そうになったと訴えたので、休みの日に孫たちを連れて学校へ行ってみると、なんと、あの見事な紅葉していたタイワンカエデや色付いたイチョウの木は根本からバツサリと切られており、そこには木の切り株だけが残っていた。殺風景な風景にはあぜんとなり、孫たちと涙ぐんでしまった。

また、別の方からは、運動会のときに、大きくなったタイワンカエデの下でそっとわが子の成長を見守っていた保護者を見かけていたけど、その場がなくなったことで、これからはそっと子どもの成長を見守ることもできなくなったことは残念です、との声があります。

長年にわたって入野小学校の生徒を見守り続けてきた木を、生徒のためとの理由付けで伐採した責任はどこになるかとの声があります。

この伐採の責任についてをお伺い致しますが、この住民の方の話によりますと、やはりその切った、伐採に対する費用がどこから出ちょうがかということも問われておりました。通告書にありませんけど。

で、これが一つ問題点としてその方が言われたのは、町の金で切ることはどういうことかなという、疑問視的な言葉が挙がってきております。こうやって放送されておりますので、私にそういう声掛けをした方も気掛けてケーブルテレビで見えていただいていると思いますので、なるべくその方々に納得のいくような説明をお願いします。

で、いわゆる責任についてを問います。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは森議員の、町立学校についての2 番目の質問に答弁をさせていただきます。

伐採の責任はどこになるのかのご質問でございますけれども、伐採をすることを認めた教育委員会の責任になります。

この件につきましては、学校の方から、伐採をさせてもらいたいという旨の相談がございまして、その理由などを教育委員会で検討をし、伐採が適当であると判断をしたものでございます。

なお、費用についてのご質問もございましたけれども、費用につきましては町の予算の中から伐採をしております。

通常、町の予算には、学校の樹木の維持管理、これを行うための伐倒の関係の費用、これを予算化しております。そういったもので行っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

どのような学校側から挙がってきたか。学校から挙がってきた内容は、恐らく今、子どもさんに学校長から説明した内容が挙がってきたと思います。

この間、実際に現場を見てきましたけど、ほんとあぜんとしました。タイワンカエデは、まだ切った切り株の横から新芽が出て、それが枯れておりました。枯れた葉っぱ持っておりましたけん、ここがそうだろうかということの確認は取りましたけど。かなりの年数がたってきて、恐らくあの木は、私の子どもたちがいた時分に植えた分ではなかろうかと思えます。私の子どもの時分からあったので、残ってるのはセンダンの木。あれはもう、私が今現在 70 なんぼですので、70 年以上経過した木ではなかろうかと思えます。かなり、私たちが小学生のときと比べると、背が高くなり、幹も大きくなり、枝も張っております。

それというんですけど、過去にも、確かに切られたものはあります。学校に、ポプラの木だったと聞いておりますけど、2 本ありました。それは学校を新しく建て直すときに、グラウンドの拡張か校舎の敷地拡張かで、それは伐採されております。

この伐採についてですけど、町が町の予算でやったということで。ですので、それは住民の方がどのように受け止めるかは分かりませんが、一番私が胸を打たれたのは、何のどういふことがあったかもしれませんけど、子どもさんを手放した保護者の方が、そっとそのタイワンカエデが大きく伸びてたということで、そこから子どもの成長を、運動会ぐらいしかないと。行く場所が。そういうことができなくなったということが、非常に悲しいかなと思えます。その木はやはり、子どもの成長を見ながら大きくなってきた木ではないかと思えます。

もう切ってしまうたものです。だから、もう元には戻りません。かなりの年数かかって、イチョウの木にしる何にしる成長してきたと思えますが、今現在切られたもんですのもう元には戻りません。実際に、あの風景見たらあぜんとします。私も卒業生の一人ですので、ほんと悲しい方が先です。

で、夏だったらまた日陰にもなったろうしというものが、全然日陰もないなって。現在あるのは、日陰になるものといえばセンダンの木と、一部サクラの木が 3 本ぐらい西側に残っております。あのサクラの木も 3 本ぐらいは、どういふ理由か切られてなくなっております。そのことについては保護者の方も何も言ってきてませんのであれですけど。

そういうふうなあれは別としましても、なかなか慎重にやられたと思うんですけど、生徒のためという理由付けということですが、学校の方に、学校側からは教育委員会の方にどのような。先ほど私が言われたように毛虫がおったとか、蜂の巣があったとかいふことが、その伐採の許可理由でしょうか。

お伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

伐採の理由ということでございますけれども、伐採の理由につきましては、この質問のカッコの3の中で詳しくというふうに考えておりました。

それ相応の理由がございましたので、それを教育委員会の方で検討をして、これはもう伐採やむを得ないということで伐採をしたものでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

それでしたら、3の方に入らせていただきます。

学校の校長先生からは、生徒たちへは毛虫、蜂の巣が多くあったので、みんなの安全のために校庭の木を伐採したとの説明をされているようです。この木々は、先も言いましたけど、長年にわたって温かな眼差しで、夏の暑い日、冬の木枯らしの吹く日も、生徒たちを見守ってきたことと思われまます。

確かに、住民の方も、毛虫や蜂は害虫かもしれません。それは、樹木も昆虫も生きている証ではないでしょうかという言葉があります。危害が生徒に及ぶのはその方も困ります、と申しております。けど、学校は子どもたちへの生命の大切さを教える学びの場ではないか、という声も挙がっております。私も生命の大切さを考えた場合に思いますと。この件については、伐採するまでに、生徒さん、保護者の方、それから地域の卒業生とか、そういう地域と学校現場の先生で、私は十分な話し合いの場が必要ではなかったのかと思います。そういう場がなかったことによって、言われんけど、お孫さんがもってきて涙ながらに訴えたと。それで、恐らくその方はおじいちゃんに当たるかなというように思います。孫と言ってますので。現実見に行ったら、あぜんとした。あの殺風景な風景にあぜんとした、という言葉がありますので。

私はそのように、学校の現場と生徒、保護者、地域と学校現場の先生で十分な話し合いの場が持たれてなかったんじゃないかと思いますが、学校長の方はそのような話し合いについてをどのように考えておるかを問います。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは森議員の、町立学校についての3番目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、伐採に至った理由などについて説明をさせていただきます。

昨年7月下旬に、校舎東側にあるタイワンカエデにスズメバチが巣を作っていることが分かり、教育委員会で除去をしました。その後、十数本のカエデの木に毛虫が大量に群がり、大木であるため消毒をしても効果がなく、子どもたちにはカエデの木に近付かないように指示をしております。

また、木のそばにある滑り台、ブランコ、うんていなどの遊具の使用も禁止をせざるを得なくなっております。

さらに、以前からタイワンカエデの木の下にある学校の畑、これ学級の畑がずっと続いておりますけれども。これが、カエデの木が日光を遮り畑の日当たりが非常に悪く、植物の成長に悪影響を及ぼすとともに、大量の落ち葉が排水路をふさぐために、排水路をあふれさす原因にもなっております。

また、イチョウの木につきましては、イチョウの実で皮膚にかぶれが発生した児童が出たことや、最近ではアレルギー体質の児童も増えており、毛虫や木の実などでアレルギー反応を起こす子どもが少なくない、など

の理由によるものでございます。

児童や保護者や地域住民等の話し合いが必要ではなかったかのご質問でございますけれども、7月にグラウンド南側のカエデの木や支障木を伐採する前に、学校長がカエデについての記録文書を調べ、以前の学校長にも確認をするとともに、開かれた学校づくり推進委員にヒアリングを行っております。この結果から、この木が記念樹ではないということを確認しております。さらに、PTA会長にも相談をして承諾を得ているということで、ご相談がございました。

教育委員会としては、それを受けて伐採を認めたものでございます。

以上のように、今回の伐採につきましては、伐採木が記念樹ではない上に、児童の安全確保と学校運営上の環境改善が目的ということであり、関係者の皆さまにも一定ご理解をいただいた上での伐採であるというふうに考えているところです。

子どもたちに対する教育の部分にも触れられておりましたけれども、すべてのものに生命があるわけでございます。生命の大切さを教えるということは重要でございますけれども、同時に、そういった小さな生き物も、時には益虫にもなり、また害虫にもなっていくということも、教える必要もあろうかと思えます。自分たちが安全な生活、そういったことを維持していくためにはですね、生き物が犠牲になると。そういったことも教える。これも教育であろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の説明で、いろいろと分かります。その内容のことは分かります。

また、その私に訴えた方も、その子どもさんに被害が、なることは困りますということと言われてますので。

今、教育長が言われたように生き物は連鎖反応ですので、害虫もありや益虫もあるということで、害があるから除去せないかんということもあろうかと思えます。

けど、その中でもやっぱり、何かその生徒さんには学校長からすべて説明をされたように私は受け取っておりましたんですけど、今の答弁ではそのようになっておりますけど。そうやって帰ってきた子どもさんがご家族に訴えるということは、なかなか、その年齢にもよろうかと思えますけど、内容がなかなか把握できていなかったという部分があるがではないかと思えます。第一、ギンナンの実というのは大体が触ればかぶれる可能性が一番高いものだと思います。言われるようにその毛虫も、そこにおらなくても毛が飛んで、空中に舞うことによってアレルギーを起こす人のおるということも聞いております。特にサザンカの木とかツバキ系の木のあれにはものすごく毛虫がわいて、意外とあれがきついというようには聞いておりますけど。

私の考え方になります。思いになりますけど、これはあくまでも。何か学校長がいろんなところへ問い合わせをされて、それからPTAとも話をされて。PTAと話したということは、保護者とは話したということになると思います。で、そのへんが徹底して保護者の方に伝わってなかった部分がある結果ではないかと思うんです。こういう結果が生まれたいということは、もう、これ切ってしまうたものですので、もう大きくはなりません。けど、何の木にかかるかいうたときに、毛虫もたかるろうということは分かりますけど、スズメバチの巣なんていうのは意外な所へかかってきますので。まあ言われんですけど、学校の校舎の軒下でもかけろう思うたらかけてきます。だから、木があって必ずかかるいう。だからセンダンの木も、言われんですけどスズメバチは巣をするかもしれませんし、それから、残ってるサクラの木にもそれはおると思えます。特にサクラの木は、毛虫が一番あるようには聞いておりますけど。

寂しいかなと思ったのは、今は使われておりませんが、はたしんさんと豚太郎さんから上がってきた所が、昔の正門でした。入野小学校の。私は使ったことないですけど。来る方角が西だったもんで。そこから入ったとこの両側にサクラの木が植わって、入学時分にはそれが満開になった所に子どもさんが入ってくるという、そういう情景は今でも残っておりますし。また、錦野のおばあちゃんとか住民の方も、春になったら小学校の桜の下で、遊山とかね、そういうようにお弁当を食べて、広げて遊んだという思い出もあります。けど、学校を運営していく上では、その取った処置が間違っていたとは、私は思いません。けど、できればもう少し十分にその住民の方々と、保護者の方に連携して分かっていたかなければいけなかったかなと思います。確かに言われるように、学校長が以前の学校長にも聞かれたと。そうすると記念樹でもなかったということですので、そこはそこで結構ですが。落ち葉は確かに、水にも詰まります。葉っぱは落ちるので、特に落ちて詰まると思いますが。

一番私が今考えているのは、PTA の会長さんらと話して役員さんと話るとか、開かれた学校づくりと話してから地域の方と話したというらえ方。これも一点、それは間違ったことではないと思います。けど、もう少し慎重にさせていただいた方が良かったかなというように考えます。それは、卒業生が少なくともそのカエデに対してとか、イチョウの木に対しての思い出もあろうかと思えます。すべての方の思い出があるからいうて、切らないかんとときには切らないかんと思えます。そのように、今言われたようにアレルギーの子どもさんがおるようやったら、もうそれは絶対伐採になってくると思えます。そういうことも考えますが、やはり、個人的私の見解になりますけど、この際は小学校の校長先生が、もう少し住民の方との話し合いを持つ場があっても良かったかなというように考える。こんなして切った後から、こういうようないろんな問題が私の耳に届くということは、問題ではなからうかと思えますが。

今後、何かの場合に、教育長として学校長に、今からもこういうことは起こってくると思えます。その際に、住民との理解を十分に得られたかということの確認をするようにしなければならないと思えますが、教育長としてはどのように考えますか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

入野小学校のタイワンカエデについては、ほんとに秋になると鮮やかに紅葉して、あの地域住民の皆さんの目を楽しませてというかそういうこともあってですね、ほんとにさまざまな思いを持たれていた方もおられるというふうに思います。

そんな中で、今回の経緯については、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。そういった美しい木でもですね、学校を運営する上では支障木にもなるわけでございます。

基本的な考え方として、学校内にある樹木、この支障木の伐採については、言われたような学校の記念樹、そういったものでない限り、学校の判断ということを優先をさせてもらっています。そういうことで、今回は伐採をしたものでございます。

地域の皆さん、さまざまな思いを持たれている中でほんとにあの木がなくなったということは、寂しい思いをされている方もおられると思えます。ただ、こういった理由によりやむなく伐採をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

基本的には、支障木の伐採については住民の方のご意見を聞くということにはならないというふうに思っております。ただ、今回はそういった代表の方のお話を聞いておりますので、手順は踏めていたかなというふう

に思っているところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁でいきますと、今後、記念樹でない限り、そういうような細かな住民との話やなくて学校現場の判断で委ねるといふ、そういうことになるということの答弁でしたので、これはそのまま伝えらしていただきます。住民の方に。

下田の口の小学校にもあるんじゃないですかね。紅葉する木がありますが。あれもタイワンカエデかなど。あれはものすごく大きくなってますよね。もう、答弁はないけど。あれなんかでも、やはり時期が来ると美しい風景になります。入小の場合には、問題があつて倒木せないかんだったということですので。記念樹でない限り、そういうような住民との細かな話し合いなく、学校側の運営上の理由で伐採ができるという答弁でしたので。

これ以上お聞きしても同じ答弁だと思いますので、3 問目の方に入らせていただきます。

3 問目の方ですが、職員の採用試験についてを問うということ。

まず1 番目、平成27 年9 月議会での採用試験についての私の質問への答弁によれば、試験の結果については、受験者本人から開示請求があれば、受験者数、得点、順位については、町の個人情報保護条例に照合した上で開示をされるとあつたが、その後、私が27 年に問うてますので、28 年ですかね。29 年と書いてますけど。

27 年の受験者からの開示請求は何件の要望があつたかを問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは森議員の一般質問の3、職員採用試験についてのご質問の1 番目のご質問、試験結果の開示請求の実績につきまして、通告書に基づきお答えします。

議員のご質問のとおり、平成27 年9 月黒潮町議会定例会におきまして、採用資格試験の結果について、受験者数、得点、順位については、受験者ご本人からの開示請求があれば、黒潮町個人情報保護条例に照合した上で開示をしてございます、と答弁をさせていただいております。

議員がご質問されます採用試験の結果の開示請求件数につきましては、平成27 年のご質問以降では平成28 年度に1 件あり、受験者数、得点、順位についての情報開示を行っている実績が挙がっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

それから1 件かしらなかつたということですので。

そのときの答弁によりますと、結果を文書で。まあ、これは本人に文書で通知することは当然のことですが。合格者の受験番号は、黒潮町の本庁、支所、両庁の正面玄関の掲示板に掲示すると。また、ホームページでも公開しておりますということのあれがありました。

そういうことですけど、やはり住民の方には、意外とそれが浸透してないかなというように思われます。もっと開示が請求できることやったらご本人から、もうちょっと次のどこかを受けるときの、自分がどの程度の

成績だったからどこを頑張らないかとかいうような形で、そういうように利用言うたらおかしいですけど、自分の受験したときの成果を自分なりに判断して、次受けるときに生かしてもらえるかなというように私は思っていました。

ただ、28年度に1件だけでしたということですので、もうちょっと。まあ、恐らく受験のときには、それは受験生全員の方に告示、告知はしておると私は思いますけど。一般住民の方でも親御さんは全く聞けんことですので、そのへんがこれが1件ということですので、もう少し何らかの方法で、本人だったら開示請求ができますよというお知らせということが。言われんですけど、本人はかまん思うちよつても、親の方から子どもさんに言う場合もあるかと思えます。これが正しいかどうかは、私も判断はしかねますけど。

試験の際にそういう告知するがと別個に、受験いか採用試験の募集の際に、その要項はお伝えしておるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

採用試験の際に、あえて告示等はした実績はないというふうに認識しておりますが。

今現在、本人からの請求があれば開示に応じられるというのは、受験者さまにとつたらある程度当然のことだというふうに認識しておりますので、あえての説明は致していないという状況です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

常識的なことだから、あえて告知はしておりませんと。

まあ、それはそれで一つ方法かもしれませんが、できればそこまでサービス精神旺盛にすべきかどうか分かりませんが、やはり受験のときのあれで、その告知の個人情報、条例に照らし合わせてご本人だけには開示できますよということは、やはり伝えておくことも一つの心配りではないかというようになりますけど。

そのようなことになろうかと思いますが、今後、今年はまだ済みますので、30年度になるんですか、採用試験ということになりましたら。その時点で、そのような気配りは検討する余地があるものでしょうか。検討を私はすべきではなからうかと思いますが、考え方を問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

心配りになるか、該当するかどうかは分かりませんが、開示請求に応じますという周知の方が、試験日であつたりの説明の中で加えていくことを検討したいと思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

検討するということですので、ぜひ検討してください。

そしたら、同じ採用試験の2の方に入らせていただきます。

県外での地方公務員募集定数に対しての定数割れが現在問題になっているとの、ちょっとどこの県やったかを覚えてないんですけど、テレビのニュースで流れておりました。

そこでお伺い致します。今年度の町の職員採用試験の実態はどのようなものになったか。いわゆる定数割れはしてないか。定数に対して若干とかいうて、はっきり定数出さんときもありますけど、定員、予定定員に対して、受験者数はどのようなことだったかをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の一般質問の3番、職員採用試験についてのご質問の2番目のご質問、平成29年度の採用資格試験の実態について、通告書に基づきお答えします。

議員がご質問されます、本年度実施しました平成29年度職員採用試験につきましては、一般行政事務職のほか、土木技術職、保育士、保健師、を対象としまして職員採用資格試験を実施しましたので、受験者数の合計で58名の職員採用資格試験の申し込みをいただいております、平成29年10月15日に実施しました一次試験には、50名の皆さまに受験をいただいております。

しかしながら、議員がご指摘されますとおり、一般行政事務職の受験者数の推移につきましては、平成27年度の職員採用資格試験の受験者数が36名であったものが、平成28年は28名、本年度には21名と年々減少傾向となっており、今後の受験希望者の減少につきましては危惧（きぐ）をしている状況です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

テレビの方のニュースも、どうも一般行政職の方の採用試験だと思います。その方で、まだこのわが町で見れば、21名来てくれたということは、恐らくこれ倍率にしたら4倍以上の倍率じゃなかろうかと思えます。

そのように倍率のある所はいいんですけど、年々減ってきているということはどういう現象かなという。一般的に考えた場合に、地方公務員さんであれ、国家公務員であれ、県の方の公務員であれ、職場的には入って一生懸命頑張れば安定した職場だと思いますけど。その流れとして年々減少気味ということは、まあ皆さん有能だから入ってきておられますけど、今からもっともっと有能な職員募集が難しくなってくるのではなかろうかと思えます。

いい人材を抱えるには、やはり募集のときに競うてもらうということが一番いいのではなかろうかと思えます。で、どうしても、今現在はこのままいってもあと3、4年は、採用のない年もありますし採用のある年もありますので一概には言えませんが、皆さん有望な人材だから職員に採用されてきて、一生懸命頑張ってくれておるがですから。そういうようにしたときに、やはりこの傾向の減少ということは、今から一応考えて取り組みが必要になってくる事態ではなかろうかと思えますが、そのへんの取り組み。まあちょっと難しいですけど、有能な人材を今から雇用するに、採用するについて、何か工夫があれば。ちょっと難しい思いますが。

副町長、どんなに考えますか。急に振ってごめんなさい。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

この後の質問でも若干お答えをしようかなというふうに思っておりましたけども。一応、募集要項等の配布先、町のPR的なことにもなりますが、配布先の拡大。そして、面接試験の方法等も検討をしたいというふうに考えてございます。

この後の質問でもありますが、民間へ委託も検討をできればというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

私の方が、どうも2番目と3番目の、一部3番目が入ったような質問になったんで戸惑ったと思いますが、今のこと分かりました。今からいろいろとやっていこうということですので。

そしたら、3番目の方に入らせてもらいます。

これも平成27年度の9月議会の再質問となりますが、私、採用試験の一次の筆記は、県の方から試験用紙が送られてきたものを当日開封して会場で配付し、試験終了後は直ちに回収し、立会人立ち会いで用紙を封筒に入れ、立会人の封印をされて採点のために県の方に送られている、というように認識しております。だからこの部分では、住民の方がどのように言おうが一切不正というものはあり得んという。これはもう間違いなく言えます。不正があると言ったらおかしいですけど、透明性には欠けてないと思います。

一次に合格された方の受験者の方は、二次試験に進みます。それは面接となります。で、前にも私は言わせていただきましたけど、町の役場の職員さんで当たるのもそれは結構なことですし、また、町のいろんな有識者の方に当たってもらうのも、それは一つの方法だとは思いますが。けどこの中に、やはり民意として、前回も言わせていただきましたけど町外の方で、これあくまでも人事経験者の方を面接時の人事に取り入れることで。こういうように人事に長けた方ということはおかしいですけど、経験年数がある方は、やはり一つ一つの質問をして返ってくる答弁の中できちっと、あ、この人はこういうことを持ちちょう、この人はこんなことを言ってる、とかいうことが把握できて分析ができるというふうにお伺いしております。それぐらい、言われんですけど人事に長けた方という意味になりますけど。今では、もう完全に透明性はあると私は信じておりますけど、住民の方の中には、採用試験をちょっと透明性がないような言われ方もされる方もおいでます。で、こういう取り組みをすることで、今以上に住民の方たちに採用試験の透明性がより理解されると思います。私、個人的な考えですけど。

そこで、平成27年の質問で副町長の答弁では、今ちらっとありましたが、面接試験を民間というか、トータルの委託に出せないだろうかとか少し検討中であるが、民間の業者にすれば、試験からトータルのやることはひょっとしたら可能かもしれないというようなご意見もいただいております。まだ現実のところまでいっていないと。今後の試験の委員会とは別として、面接のためにトータルの検討しているという状況であった、というような答弁だったと思います。

それで、そのときから2年たちますが、その後の検討は今も検討中なのでしょうか。で、検討中で進んでいないのか。27年度の答弁のときに検討中というように、の答弁だったんで、それは今も検討中で進んでいないのならば、一度、町外からの人事経験者の方を参加させるべきではないかと私は思いますが。

行政の考えをお尋ね致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、森議員の一般質問の採用試験の透明性につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

森議員の言われるとおり、職員採用試験についての透明性につきましては当然必要であるというふうな認識をしておるところでございます。

先ほど課長がお答えしたように、黒潮町の情報公開条例に基づきまして採点内容を公開しているところでございます。

森議員のご質問の、町外の人事経験者の参加ということにつきましては、透明性の確保とともに、試験を行う試験管のスキルの高さによる人材確保という観点からも、ご指摘をいただいているというふうにも思っております。

これまで、町外の人事経験者ということではなく、外部の人事に専門的知識のある民間の業者に入っていくことを検討してきたところがございますが、これまでにつきましては小規模自治体の少数の人員募集のような場合には、コストの大きさに割にメリットが少ないというふうなことで、取り入れるまでに至っていないのが現状でございます。

ご指摘のありました透明性の確保はもちろん、人材確保に向けては、募集の時点からが重要と考えてございます。募集要項の配布先などの拡大、また面接試験の方法、適性試験の内容等々を、民間の専門的な知識を若干相談をしながらですね、試験を行う者のスキルアップなど、自治体の事例の調査研究を行いまして、透明性と人材の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁では、結局、採用人員が少ないこういう小さな市町村では、いわゆるそういうことやったらコストの割にメリットが少ないのではなかろうかという答弁だったと思います。

そういうことも、それは私はコスト的なことは私は分かっておりませんのであれですけど。やっぱり町内で、なんぼ有識者の方が来てやっても、何か変に疑われるということですか。通った場合に。そういうこともありますので、やはりそのところの最終的な面接というのが採点の方法が、ペーパー試験じゃないので何点取りましたとか、何点でしたとかいうことはできません。面接というのはほんと、点数があってないということは語弊があるかもしれませんが、最終的には面接で採用が決まるというように私は思います。同じ成績の範囲内で通った方でしたら、やはりこの人はうちの役場で住民のために骨をうずめてくれる覚悟があるかないかということの判断をしないではいけないと思います。雇用者側は。そのときに、やはり住民の方から、面接がうんとその外部が入ることによって、今以上に透明性のあれが理解をしていただけたと思います。

一度あれでしたら、そのコストが掛かり過ぎると。コストの割にはメリットがないという答弁でしたので、次回またあれでしたら、そのコストというのはどれぐらい掛かるか。今ここで言われても、数字は持っているとは思いませんのでそこは問いませんが、コストの面とか、メリットがないとかいう場合の、このコスト高ということはどういうことかということも、また再度、質問もさせていただけることになろうかと思っております。

今のところ、そしたらこの人事に関しての面接のところでは、外部、いうても町外の人事経験者をお呼びしての面接ということは、当分の間は検討はするけど、取り組まないというように認識してよろしいでしょうか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

外部の誰か、そういう方という方ではなくてですね、外部から民間の業者的なところを、いろいろな面で面接とか、また試験の募集とか、そういうことをお願いしたいなというふうなことを考えてございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

確か、前回の質問のときに私が質問の中で言わせていただいた言葉の中では、何か、そのところは大きなホテルのマネージャーか何かを充てたようですので。

私の言うのは、民間の業者じゃなくって、民間といってもその業者じゃないんですよ。で、そういうようなホテルのマネージャーなんかでしたら、なかなか人の見る目は肥えておると思いますので、そういう方をぜひ。そのときに載っちゃった言葉も本か何かで読んだがですけど、結局、町長か市長かは良い子どもさんが受けてくれたというように評価をしていたら、その方からははっきり、ああ、それは違いますよと言われたというように、執行部の評価とは全く逆の評価をされたということが載っておりました。

で、できるだけ住民の方に分かりよい、透明性のある採用試験に取り組むことに努めていただければと思いますが、今でも透明性はないとは言ってませんよ。あるけど、住民の方がそういうように疑いの目はあって、かかってくる話がありますので、今後も透明性に取り組むということで、答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

森議員の再質問にお答えします。

現行制度についても、透明性は一定確保されているとご評価されているとご評価いただいているという大前提で答弁をさせていただきますが。

副町長からもございましたように自分たちがずっと検討しているのは、優秀な人材をどう確保できるのか。それには、やっぱり一番の影響は母数です。なので、今回の採用試験の一次の募集につきましては、これまでやったことなかったんですけども、四国内の大学にすべて募集案内を配らせていただくなりして、その母数の確保についての努力をやっていたところです。

それからもう一つ、面接ですけども。一番大事なものは、正答率であるとか、あるいは面接の印象点でありますとか、そういうことは自分たちも判断できるんですけど。一番は、それから相対的にどう適正を判断するかということです。この適正の判断について、定量的なその分析と、それからそれら全体を踏まえて、最終的な適正な判断をせないかんわけですね。ここのところを民間事業所、つまり、例えば公務員試験とか、そういったものをずっとやり続けてこられ、サポートし続けておられる民間業者の方々には相当な事例を持っておりますので、その適正分析について少しご協力をいただけないか。こういった手法が取れるんじゃないかと、そういったことを今検討しているところです。

従いまして、何分にもそこまでのかぶせをしてもですね、先ほど総務課長からもありました一般行政事務職の募集なんかも圧倒的に圧縮されておまして、この母数をいかに確保していくのかというのが非常に大きな問題です。そこらへんについても、自分たちとしても精いっぱい努力をしてみたいと思います。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番 (森 治史君)

私の質問は9分残ってますけど、これで終わらせていただきます。

議長 (山崎正男君)

以上で、森治史君の一般質問を終わります。

この際、1時30分まで休憩します。

休 憩 11時 29分

再 開 13時 30分

議長 (山崎正男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

6 番 (宮川徳光君)

通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思いますが。

まずその前に、今回の質問を取り上げた意味といたしますか、そういったものに少し触れたいと思いますが。

東日本大震災の発生後、毎年この時期になりますと、復興に向けた記事が大きく報道されます。この間の高知新聞でしたか、復興7年、道半ばという記事がありまして、中には、避難7万人余りというようなことも書いてあったと思いますが、復興の大変さを思い知らされる記事でございました。

当黒潮町では、今回この定例会は、津波の心配のない高台の新庁舎での議会ということになりました。また、来月4月には町長選が行われまして、現大西町長も3期目を目指して意思表示をしているところでございます。

こういったことも一つの大きな節目ではないかと思ひまして、津波避難関係の質問と、もう1問用意しております。

津波避難関係の質問ということになりますと、振り返ってみますと、平成23年の3月に東日本大震災が発生したわけですが、以後、毎定例会にて多くの議員に取り上げられ、私も23年の9月の定例会で、新庁舎が高台のスケン谷への移転、この場所への移転が決定していたことを受けまして、庁舎高台移転による町の将来設計は、とした一般質問を行いました。これを皮切りに、この防災関連、主に地震津波関連の質問は、こんにちまでの7年間で12回ほどですか、させていただいております。私が行った一般質問も中では、回数としては最も多くなっております。

という前触れで、質問に入ります。

まず1問目は、津波対策についてとしまして、今年の1月9日より、海拔高26メートルの高台に新設された新庁舎でのサービスが開始し、町内の町営住宅や福祉施設の高台移転の計画も順次進んできている。

また、町民の住宅の高台移転についても、これまで多くの検討がなされてきております。

この状況下、以下を問うとしまして。

まず、カッコ1番、津波浸水予測地区内にある町営住宅、および福祉施設の高台移転の状況と今後の取り組みはとしております。

答弁をお願いします。

議長 (山崎正男君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (金子 伸君)

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の1、津波対策についてのカッコ1、津波浸水予測地区内にある町

営住宅、および福祉施設の高台移転の状況と今後の取り組みについてのご質問の、まず、町営住宅についてお答え致します。

津波浸水予測地区内にある町営住宅は152戸でございまして、大方地域に70戸、佐賀地域に82戸となっております。

高台移転の状況としましては、大方地域の万行第1団地、万行第2団地を、ここ、本庁舎西側の用地に移転を計画しております。平成30年度、来年度に建設予定地への町道改良事業の道路詳細設計に着手致しまして、順次、建て替えに向けて進めてまいります。

期間的には、町道造成完成までに約3年を見込んでおりまして、平成33年度から建築工事に着手する予定でございまして。

今後の取り組みと致しましては、残る町営住宅と改良住宅を含めた、黒潮町内の公営住宅再編計画の策定に入り、建て替えならびに修繕を行ってまいります。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは続きまして、カッコ1、福祉施設の高台移転の状況と今後の取り組みについて、通告書に基づきお答え致します。

ご質問の津波浸水予測内にある福祉施設と致しましては、社会福祉法人所有の認知症対応型共同生活介護といわれる、グループホームしらゆり、優夏や、小規模多機能型居宅介護おおがたがあり、介護サービス事業所では合計3カ所となります。

また、障がい者施設では、障がい者支援施設大方生華園や、共同生活援助施設であるグループホームのかきせやはっぴい、らいふなどの7カ所があります。

これらの福祉施設の高台移転の状況につきましては、グループホーム優夏は、平成29年度に高台移転としてシーサードホームの東側に移転することとして、現在、建築を行っており、平成30年5月の完成予定となっております。

また、障がい者施設の共同生活援助出口寮と、かきせにつきましても、現在建設中のよりあいの2階に移転することとして、平成29年度中に完成予定となっております。

しかしながら、その他の福祉施設につきましては、現在のところ、各施設の高台移転の計画はございません。

町内のすべての福祉施設につきましては法人所有となっておりますため、町では施設や法人からの高台移転計画に基づき、協議や支援をすることとなると考えています。

このため、法人等から計画が挙がってきた段階で、支援等の協議を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

福祉施設につきましては、先のいいですか前年、12月の定例会におきまして、優夏でしたか、高台移転への補助がつくということになって前へ進みました。

優夏につきましては、私が住んでおる所の近所でございます、なかなか避難計画なんかでかなり職員の方が苦しんでおられたという印象。特に夜間の避難計画については、なかなか計画が立ちづらいということで、

大変なご苦勞をされていたように感じております。

もう一つ、先にお答えいただいた町営住宅の万行第 1、第 2 が、庁舎の西側に来るということでお答えいただいたのですが、その他については、建て替え、修繕を行うというようなお答えだったと思います。

私、問題にしているのは、高台移転に関する質問ですので、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけども。再度、そこを確認させてください。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

万行第 1 第、2 団地は、高台の方に移転致しますけども、あとの町営住宅につきましては、先ほど話させていただきましたように、公営住宅の再編計画を来年度から策定に入ります。

その中で、やはり現地なのか非現地なのか、そこらへんを入居者の方々への説明会、そしてワークショップ等で検討をし、どのような形での建て替えにしていこうかということの検討に入るということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

まだ具体的に高台移転の話が進んで、進むというか、そのスタート地点に立ってないというような印象を受けたのですが、そういったことしかちょっと。

くどいようですが、確認させてください。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

高台に移るような形になりますと、例えば、用地取得、工事、造成地、それまでの道の関係とか水道関係、インフラ整備が必要になってきます。

そのような計画がまだ何もございませんので、今の段階で高台での建設ということについてはまだ決まっておりません。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

まだ残されたいうか、残っている住宅についてはまだスタートを切っていないというふうに、私は受け取りました。

では、引き続きましてカッコ 2 の方へいきたいと思いますが。

津波浸水予測地区内にある町民の住宅の高台移転、および高台の宅地確保に向けた状況と今後の取り組みはとしております。

この件につきましては、24 年の 6 月には高台移転の環境整備を急げということで質問させていただいて、政策誘導も積極的に検討というような趣旨の答弁をいただいております。

それから、25 年の 12 月にも同じく、南海トラフの巨大地震対策特別措置法成立を受けて、高台の国営農地

の宅地利用など、高台移転への環境整備などを問うとしておりますが、法的には少し緩和が示されてはおるものの、大きな前進というものは、ちょっとその時点ではなかったかとは思いますが。

そして、おなじ内容になると思いますが、26年の6月にも、高台にある国営農地等の宅地化や高台への住宅用地造成関連の状況を問うとしております。

そういった中で、いろいろ、行政側いますか執行部サイドもいろんな検討していただいておりますが、カッコ2の方の答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の一般質問、1、津波対策について、カッコ2の、津波浸水予測区域内にある町民の住宅の高台移転、および高台の宅地確保に向けた状況と今後の取り組みは、のご質問にお答え致します。

住宅の高台移転につきましては、第4次黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方により、レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅については、地元住民の意向を踏まえながら長期計画を定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ、新たな住宅地の形成を探るとしてあります。

その具体的な方法として、早くから地域住民の意向が高かった出口地区をモデルとして、高台移転の勉強会を進めました。防災集団移転促進事業を中心に、住宅の高台移転の実現性を見極める調査を進めております。

その結果、地域住民の合意や町の財政負担等の課題に一定の見通しが立てば事業実施計画の策定を進めるが、見通しが立たない場合は、防災集団移転促進事業の被災前活用は困難と判断をしまして、他の制度による住宅地の整備を検討するとしております。

出口地区におきまして、5回にわたる勉強会を開催し協議した結果、複数の事業の組み合わせを検討しても、現制度で事業を実施した場合、町の財政が破たんするという結論に達しております。

また、住民の方の金銭的負担も大きいことから、住宅の高台移転は困難な状況にあると言えます。

高台の宅地確保に関しましては、現在のところ、具体的な計画はありません。しかしながら、南海トラフ地震に対して安心、安全な町を形成していくためには、高台を含めた浸水区域外の宅地の確保は必要な施策として認識しております。被災する前に安全な住宅地を形成する方が、被災して復興を目指すよりも、自治体、住民、それぞれに有利であるといったことを訴えながら、有効な補助事業の制度化を、国、県に働き掛けていきたいと考えております。

町としましても、被災前の対策として、応急機能配置計画と復興計画の策定に着手をしているところでございます。

昨年7月に東北の復興先進地に赴き、聞き取り調査を行っております。復旧期、復興期の状況を、担当の職員の方にヒアリングをする中で、被災後における宅地の確保に対してもさまざまな課題があることが分かりました。

今後も、継続してヒアリングを行い、実体験に基づいた発災直後に起こり得るさまざまな状況をしっかりと把握して、その検証に基づき、復興後の宅地の在り方についても、その後のまちづくりを見据えた形で、事前復興計画の中で具体性を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

今の答弁をいただきまして、ここ、今延べましたけども、数回一般質問をやらさせていただいて、宅地についてはあまり進んでないかなというふうな、全体的に印象を受けました。

というのはですね、例えば、今延べましたけど、24年の6月の環境整備を急いでほしいという一般質問の際にも、答弁として、手法としては3通り大きなものがあるということで。その当時の補助スキームの活用ということで、これは従事者にそれ相応の負担が掛かります、という話。

それから2番目として、国営農地なんかの法的な規制を外す。これも、簡単ではないというような印象の答弁をいただいたという記憶をしております。

それから3番目としまして、先ほど出てきました出口地区で検討された集団での移転ということ。今、答弁にあったように、町の財政的なものとか個人の負担が大きいとか、また、これは震災後の復旧を勘案した法律ということでしょうか、震災、被災前では使い勝手が非常に悪いというような意味合いでございましたけども。

その答弁からすると、今の答弁はあまり変わってないのではというふうに聞こえたんですが。

以後、何か取り組みとして課題を持って取り組んだこととか、それに対しての状況とかいったものがあれば、お答え願います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問お答え致します。

それ以後、国の補助等の新たな創設というのもされておられません。

議員おっしゃられたように、以前から復興前に関しての補助制度というのがまだできてない状況で。被災後に対しての補助制度というのがありますけども、先ほど言いました東北の視察におきましても、自分たちが聞く中でこれができているというふうな内容に関して、被災後であったから補助があったといった、事前にはそういったことが適用できないとかいったこともあります。

そうした状況からいくと、現時点で、新たな国の制度等を利用して計画を立てていくという状況にはありません。ただ、今後においては、被災後における全体のまちづくりも考えた上で、その中で位置付けられるところとしての住宅地の造成とか、そういったことも含めて考えていかないかんといいところで、今、進めているところがございます。

そこになってくると、一つ宅地造成だけではなくて、全体的な町の姿を考えながらそういったところを計画していくという段階に入りますので、なかなか早急な形での計画ということにはなりにくいというふうに考えています。

ただ、そうは言っても、これから進めていかなくてはならない課題だというふうにとらえていますので、そのことに関しては、今後いろいろと勉強しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

先ほど、何か24年の6月のときとあんまり変わってないなというふうな印象を受けたと申しましたけども、今の答弁でも同じことでございますが。

今の地域防災計画ですかね、地域防災計画、これ、私ちょっとコピーしておるのは27年度ぐらいのやつですが。その防災計画でも、津波により特に重大な被害が生じる恐れがある地域の公共施設とか住宅等について、

津波の危険を事前に回避するため計画的に安全な場所へ移転するなど、対策の推進に努める。書かれていますが。

ちょっと振ってあれですけども、冒頭申しましたように、ちょっと町長にお聞きしますが。

これからまた4年間、町政を担うという意味表明もされているわけですが、私が今回したのは、この議場で今、議会が開かれていますけども、今地震が来てもここの中におれば、この場所におれば逃げる必要はないわけで。しかしながら、住宅についてはそういった道がちょっとまだ見えてこないというふうに私は感じたもので、この質問をしているわけですが。そういう方向性は示されているにもかかわらず、取り組みが遅れているようにちょっと感じるんですけども。

町長の考え方というか、今後の取り組みなんかがもしあれば、教えてください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まず、ご理解いただきたいのはですね、以前ご質問いただいたときから外部ファクターは何の変化もないということです。今できるものであれば、そのときできちよったという話であって、何も変わってないというのが現状です。

ここにつきましては、懲りずに、あきらめずに一生懸命要望活動を続けているところですけども、なかなか門戸が開かないというのが現状です。

で、打ち出の小づちを持つてるわけではないので、ある一定大規模な宅地を開発しようとする、どこかの政策をスクラップしなければなりません。それは、自分たちの覚悟だけではなくて議会としての総意として、ある一定住民サービスを削ってでもこれに踏み込むべきであるというのは、これまで、そこまでの熟度が高い議論はなされてないと、自分は判断しています。従いまして、これ相当大的な問題でして。

なので、もしも黒潮町ぐらいの財政規模の町で現実的な手法を取ろうとすると、例えば城山みたいな、ある一定の小規模な宅地を各集落で、例えばまとまった空き地、あるいは、まとまって相談ができるような所を探しながら、今あるニーズに対して最低限お応えをしていくというのが精一杯のところじゃないかなと思います。

それ以外にかなり大規模なやつをやろうとするとですね、先ほど申し上げましたように、相当政策のスクラップを用意しなければなりません。それが今、できる段階にあるのかどうなのか。こういったことをしっかりと判断していかないかんとということでございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

先ほど、24年の話をちょっとして、中古の話をさせてもらったのですが。

その中に、国営農地なんかの規制を外すというのがあって、今も変わってないということなんですけども、その見通し。

それと、集団移転というのはちょっと、私もちょっと無理かなとは思いますが。集団移転は無理。前回はその前もちょっと申し上げたと思いますけども、まとまって行くというのはかなり難しいと思いますけども、例えば町内に、例えば錦野団地や緑野団地といったような形の団地が開かれるならばですね、個人が土地を購入して家を建てれるということになる。それが、造成の部分については何らかの手だてですかね、そういうものが要るとは思いますけども、後の、購入して家を建つというのは個人の責任ということで。そういった形でも、少しでも上がっていけばいいのかなという思いがあつての質問です。

先に戻りますが、国営農地の件と、現行の補助スキームも変わってないということだと思いますけども、そのあたりを再確認させてください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

津波浸水の可能性が低い高台に住宅地を整備するという意向を示すのが、僕、黒潮町が置かれた現状からすると当たり前の姿勢だと思います。ただし、それが黒潮町の努力だけでどうしようもないという話であって、なので、自分たちは一生懸命国に訴え掛けているつもりです。

農地のことをおっしゃっていただきましたけども、農地も恐らく、これまでの議会で答弁もさせていただいてると思いますが、先ほども申し上げましたように、あきらめずに毎年、農水の本省から、主に基盤整備担当の官僚の皆さんが来られたときに僕は必ず出席をして、このお話を必ずさせていただきます。ただし、まず、無制限に一種農地の全部を解除しますというのは、まずこれはあり得ません。現実的に。

なので、そうではないやり方で、何か宅地が確保できるやり方が模索できないか。例えばですね、住宅地の造成と同じように切り土で農地を造成して、その残土で埋め上げたレベルバンクを住宅地として再生するとかですね。そういった手法は考えられませんかということを申し上げてるんですけども、もう既に、大規模な農地の開発のスキームが農水省自体にありません。従いまして、これもかなりハードルが高いものだと思います。

それから、少しご認識にもしかすると誤認があるかも分かりませんので補足しておきますけれども。

農地法が改正されたときに、自分たちは一生懸命このお話をさせていただきましたが、結果として、そこに到達することはできませんでした。しかしながら、被災後の農地転用の、農地転用はかなり複雑な仕組みになっているんですけども、そちらが円滑にできるような法体系の整備をしていただいたのは一歩前進だと思います。

しかしながら、残念ながらあくまでも被災後のお話でございまして、被災前にその農地法の改正によって何ができるようになったのかというと、ほとんど前進はなかったと自分たちは評価をしているところです。

例外的にですね、農地の再開発に合わせて、集団移転促進事業の規模のスキームを使って住宅を用意することができますよということは用意されましたけれども、それも現行法上、なかなか使い勝手が悪いことになっていて。静岡で一つ、町がチャレンジしたんですけど、その後の経過をちょっとまだお伺いしておりませんが。全国、あまたあって、あまた高い所に住宅地が欲しいというマインドを持っている自治体が山ほどあって、それも手が出せていない。これが、今の被災前の、国の防災に対する大規模な政府支出についての考え方の根本だと思います。

従いまして、ここをひっくり返さない限り、劇的にうちが高台に住宅地を整備できるというようなスキームはできないわけで。それも、一生懸命戦っているには戦っているんですけど、何分も孤軍奮闘でございまして。今、全国でも同士の首長もおりますので、また一致結束して、国の方にも要望を挙げていきたいと思います。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

私も含めてですが、この庁舎ですよ、高台へ上がってきたわけで。

それがバイパスの関係で予算的なものをというような話があって、単純に高台移転ということで上がってきたのではないということもあるのですが、ぱっと見た感じでは、庁舎が高台に上がったという一つの事実がありますので、きちんとそのあたりをまた私どもも町民の方に説明していかなければ、変な誤解を生じるというようなことでもいけませんので、この質問、そういった意味もありましてさせていただきました。

では、1問目はこのくらいにしまして、2問目にいきます。

2問目としまして、情報センター事業、カッコしまして光ネットワークサービスについてですが。

情報センター事業特別会計につきましては、毎年、多額の他会計よりの繰入金にて運用しておるという実態があります。平成30年度も1億4,000万円強の町債償還金等によりまして、2億7,000万円程度の予算のうち、1億7,000万円弱が他会計よりの繰入金となっているように私には見えます。

この状況下、以下を問うとしまして。

カッコ1としまして、平成28年5月から愛媛朝日テレビを1局増チャンネルしましたが、その効果はとしております。

そのときも、テレビの1チャンネル増を加入促進に結び付けてほしいといった意味の質問をしておりますが、答弁でも、目標値達成の起爆剤にしたいというような意味合いの答弁をいただいておりますが。

ということで、まず、カッコ1番の方の答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員2、情報センター事業、光ネットワークサービスについて、カッコ1、平成28年5月から愛媛朝日テレビ1局増したが、その効果は、のご質問にお答えしたいと思います。

IWKのテレビ放送サービスについては、議員ご質問のとおり平成28年5月より、愛媛朝日テレビの1局を追加提供しております。

その効果はということでございますけれども、申込者への加入目的、動機についての問い合わせ調査ということを行っておりませんので、その影響についてどのくらいであったということについては把握できておりません。

しかしながら、加入者の年度別推移では、過去3年間では平成28年度の伸び率が大きく、愛媛朝日テレビによるものがどれくらいか直接の影響は分かりませんが、一定の効果はあったというふうに思っております。

また、住民の方から、愛媛朝日テレビが見れるようになって良かったという声もよく届いていますので、新規の加入促進だけではなくて、以前からの加入者の方々にも喜んでもらえる状況にはなっているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

前回の質問のときに、ケーブルテレビの1局増を生かしてほしいという意味合いで質問しまして、先ほど申しましたように起爆剤にするという答弁をいただきましたので、そのあたりを注視しているのではと思って質問しましたが、あまりそちらの数的なものとはつかんでないというようなご答弁だったと思います。

では、カッコ2の方へいきます。

ケーブルテレビとインターネットサービスの平成28年度、29年度、29年度については見込みということで、

加入と収支の状況、および今後の収支改善への取り組みと見通しはとしております。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、カッコ2、ケーブルテレビとインターネットサービスの平成28年度、29年度の加入と収支の状況、および今後の収支改善への取り組みと見通しは、のご質問にお答え致します。

まず、平成28年度のケーブルテレビについてですが、2,243契約、加入率が43.1パーセント。インターネットサービスについては、1,341契約の、加入率が25.8パーセントとなっております。

平成29年度は、ケーブルテレビで2,298契約、加入率44.2パーセント。インターネットサービスは、1,408契約、加入率27.1パーセントを、年度末儉約として、これは見込みでございます。

収支については、支出の部分について、ケーブルテレビ、インターネットだけの算出ができておりませんので、平成28年度の情報センター事業特別会計により説明させていただきます。

平成28年度の決算で、歳入総額は2億6,941万3,591円となっており、対前年比563万7,808円の増額となっております。

歳入のうち、サービスの使用料および加入金等の合計は9,131万240円で、歳入全体の33.9パーセントを占める割合となっており、対前年比としては406万9,540円の増となっております。

歳出の合計では2億6,933万9,239円で、対前年比559万6,735円の増となっております。

今後の収支の見込みに関しましては、平成29年度においても加入者の増による収入については、サービス使用料および加入金の増額を見込んでいるところでございます。

IWKの経営健全化を図るための長期シミュレーションにより、テレビ加入率50パーセント、インターネット加入率30パーセントという数値目標の達成を目指し、平成30年度につきましても地域資源や人物を取り上げる等、番組のコンテンツの活性化を図るなど、さらなる加入者増に向けて取り組んでいきたいと考えています。

平成30年度の情報センター事業特別会計予算におきましても、支出に関して精査した上、減額として計上しており、適正な予算執行に努めることで収支ともに改善を進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

数字がかなり速いスピードで控えましたんで、ちょっとメモを私の力では取りかねましたが。

1点というか、先ほど、30年度に他会計からの繰入金が1億7,000万弱ということで、私、延べましたけども。先ほど、いろいろ述べた分が間違っておりましたら訂正してください。

それから、今聞きたいのがですね、28年と29年度の他会計からの繰入金は幾らになっているかということ。

あとは、加入の率の目標が、テレビが50パーセントでインターネット30パーセントということですが。この達成した暁いいますか、達成すると収支の状況がどういうふうに予想しているのか。

という2点についてお答えください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

まず、平成28年度、29年度の他会計の繰入金は幾らかということでございますけども、28年度、繰入金に関しては1億7,035万1,000円。29年度、これも見込みでございますけども1億7,615万3,956円というふうになっております。

ただ、交付税措置がありますので、実質的には交付税措置それぞれに、28年度でいくと1億1,000万、29年度でいくと1億400万の交付税措置がされておりますので、その分は実質的な繰入金とは差し引かれるというふうに考えております。

また、達成した暁には幾らぐらいの収支を見込んでいるかということでございますけども、達成すると、今現在5,200世帯のうちの50パーセント、30パーセントということで見込んでおまして、テレビでいくと2,600契約、インターネットでいくと1,560契約ということになりまして、歳入に関しては1億600万程度の歳入になるというふうに考えております。

ただ、支出に関しては、この時点でまだ分からないということがございますので、達成した暁の支出に関しても、この歳入を見込んで精査していくというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

目標の、テレビが50パーセント、インターネットが30パーセントというのは教えていただいたんですが、2,600と1,500でしたか、ちょっと聞き逃しているかもしれませんけども。

この数字の内訳ですね。例えばテレビでしたら、光を使わなくても映る所があります。そういった所でも、入っておいでる住民の方もおいでますし。

また、インターネットで言いますと、実際、光とか他業者のサービスを受けまして、インターネットなんかをできる環境に合う住民ですね。

そういった数の把握がされておれば教えてください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

テレビに関してでございますけども、テレビは佐賀地域においては、かなりケーブルテレビをご利用いただいているというふうに思っています。

ただ、大方地域に対して、ケーブルテレビの利用者に関してまだどのぐらいということは、すみません、今資料を持ってませんのでお答えはできません。

ただ、ネットに関しても、他の業者さんにどのぐらいといったところも、それも把握しておりませんので、それについてもあれですけども。

今ある世帯数のうち、パーセンテージ的なところを目標としておりますので、その目標値を達成するために今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

ちょっと、何と言いますかね、目標設定するのに、現状把握ができてない上で目標設定をしてるようにも聞こえたのですが。

というのはですね、私もごく一部しか見てないと思うんですけども、町内のそのネットを使っている方とか事業者、主に事業者の方の方が、そのアドレスが変わりますんで、そういったことにちょっと抵抗感がある方がおいでるような声を聞いたりするもので、こういったことを質問してるわけですが。

せっかくといたしますか、現状、例えばこと他業者がどれぐらいの料金差があるかは、私は調べてないんで分かりませんが。同額程度であれば、インターネットであればすごい料金が、4,000 円少しですかね、そういったお金が動いていくわけなんで、ぜひともその IWK を使ってほしいと。言葉は悪いかもしれませんが、ほしいじゃなくて、べき的なところをお願いをしていく、それこそべきではないかなというふうに思うわけですが。

そういった調査的なことは、今後する。調査的なことについての考えがあれば。数値の把握といった現状把握。

議長 (山崎正男君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

宮川議員の再質問にお答え致します。

収支の中で収入ということでいくと、サービス料というのが非常に大きな部分というか、ほとんどを占めています。

そうしたところからいくと、サービスの加入していただくための契約というのを増やしていくというのが、当然大きな課題ですので、それについて数値的なところも分析をしていきながら、加入者増については進めていきたいというふうに考えています。

一定、収支というところからいくと、加入者増をしていくためにはどうしても、ある程度支出も伴う場合があります。そうしたところで、どのようなことをやればある程度その加入につながっていくかといったことも、今後は分析をしていきながら、加入を増に向けて今後進めていきたいというふうに考えております。

議長 (山崎正男君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

もう少し踏み込んだですね、どちらかという、金額的に言えばネット、数的に言えばテレビかもしれませんが。

数もここで示されているように、あまりネットの方は加入数と割合から言って全体が少ないわけなんで、もう少し目標を立てるには現状把握が必要だと思いますが。

こういった質問では、さっきと同じ答弁しか返ってこないような気がしますけども、もう一步踏み込んでやるという考えはありませんか。

再度聞きます。

議長 (山崎正男君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

再質問にお答え致します。

やはり、現状把握というのはしっかりしなくてはいけないというふうに考えていますので、現状把握の方をしっかりとしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

現状把握をしっかりといただけるという言葉はありました。

もう、くどいようで申し訳ないですけど、30 年度からやっていただけますでしょうか。

お答えください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

現状把握に関しては、平成 30 年度から、どのような状況であるかといったことの分析も進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

前向きな答弁のように私には聞こえましたので。

あと、ちょっと余談的になるかもしれませんが。

何年か前いうても、ちょっとこれも漠然とした話ですが。他の議員からも質問があって、ネットのスピードが落ちてきてるんじゃないかというような心配の質問もありました。また今から加入増をしていこうということで、そのあたりはサービスの低下がちょっと心配されるところもあるのですが。

そのへんについてお伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

先日の藤本議員のご質問にお答えしましたように、それについても、今の利用料とかそういったことを分析をしながら、どのような体系が一番いいのかといったところの適正を探っているところでございますので、それを今後も続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ちょっと質問漏れがありましたんで、追加させてください。

料金は、据え置きもしくは値下げの方で、極力値上げをしないということで検討していただけますでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

現状におきましては、現在の利用料を上げるという検討はしておりません。

ただ、今後において、どんな利用状況。先ほど言いましたように、その分析をするに当たって、どのような形が利用者にとって最適であるかといったことを考えたときには、その料金体系に関しても考えていかなくてはならないというふうに考えています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

最後はちょっと厚かましいお願いになりましたけども、これで私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、2 時 50 分まで休憩します。

休 憩 14 時 31 分

再 開 14 時 50 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、通告書に基づきまして、3 点について今回は質問を致します。

最初にお断りしておきますが、花粉症でして少々聞きづらい点があるかもしれませんが、お許してください。

最初、1 点目のごみ問題についてお尋ねします。

私たちが暮らしていくのには、ごみの問題は大変重要で、避けて通れません。私の地域は、ごみは週に 2 回集めてもらっていますが、黒潮町でも高齢化の波が押し寄せる中、そのごみ出しが切実な問題になってきています。

最初に、カッコ 1 の質問に入りますが、高齢化が進むにつれて、膝が痛くなって歩くのが大変になった。重いものを持つことができなくなった。いつも近所の人にごみを出してもらいようけど、その近所の人がかんたん出すのが難しくなった。そういう声は、私たちの周りにはたくさん、もう聞く機会が増えてきております。

また、高齢者だけでなく、若くても足が悪くなって、けがをして大変になったとか、障がいを持った方々など、ごみを出すことに困難を伴う方たちには、暮らしていく上で大きな問題になっています。

先月、住民の方から、病気をして足が悪うなってごみが出せなくなって、今は近所の人をお願いしようがやけど、何とかならないものでしょうかね、という相談を受けました。

ごみの問題は、2 年前の 12 月議会で質問を私にしておりますが、そのとき、平成 30 年度には方向を出していきたいとの答弁をいただいております。来月 4 月からは 30 年度になりますので、住民の暮らしに直結する問題がその後どうなったかをお尋ね致します。

前回でも、まずは手順として現状把握が必要じゃないかと。それには区長会などで提案をしてもらえないか、という質問をしたことでした。

行政としては、現状把握はできているでしょうか。できているとしたら、どのようなとらえ方をしているの

かを、まず最初にお尋ねします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の1番、ごみ問題についてのカッコ1、現状をどのようにとらえているかのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の、高齢者などのごみ出しをめぐる課題は、ごみ出しが困難でありながら、必要な支援が受けられない高齢者が増加していることにあると思います。こうした状況の背景には、高齢化に加え、核家族や地域のつながりの希薄化が存在していると思います。

例えば、黒潮町の全世帯のうち、約5分の2が高齢者のみの世帯、そして約4分の1が高齢者の単身世帯で、その割合は年々増加しております。

また、介護保険制度の要介護、要支援認定者の数は減少していますが、高齢者のみの世帯が増加していることから、老老介護の状況が深刻になってきていることが想定されます。

従いまして、かつて多世代が同居する家族では、若い世代が高齢者の生活を家庭内で支えていましたが、高齢者のみの世帯の増加により、ごみ出しを自分自身で行わなければならない高齢者が増加をしています。

また、以前は地域のつながりの中で行われてきました、近所の皆さんが高齢者のごみ出しや買い物を手伝うなどの相互扶助も少なくなっています。

このように、高齢者のごみ出しをめぐる課題は、かつて存在した自助や共助が機能しなくなったことで、顕在化していると言えます。

そこで、町と致しまして、その現状をどのように把握しておるかということにつきましてですが、区長さんと民生委員さんに、ごみ出し支援の現状について5項目の質問を設定致しましてアンケート調査を行いました。

その結果から、家族などに頼れない高齢者の一人暮らしが増加しており、ごみ出しで体への負担が非常に大きいということが分かりました。

その原因と致しまして、ごみステーションが少ないため、遠方まで運ばなければならない実態があることが伺えます。

また、既存のごみステーション施設が脆弱（ぜいじゃく）であるため、ごみ出し時間帯を短くせざるを得ないことから、ごみ出しが間に合わないことも予想されております。

従いまして、ごみステーションの増設と再整備が求められていると思います。

また、ごみ出しを支援する団体がありますかの問いに対しまして、あると回答した地区が非常に少なく、ないと回答した地区がほとんどでございました。

そして、今後、あなたの地区でごみ出し支援を行う組織をつくりたいと思いますかの問いに対しまして、思うと回答した地区が約3分の1あり、思わない、分からない、未回答の回答をした地区が約3分の2でございました。

しかし、思わないと回答した地区においても、自由回答の欄では、今後、組織化の必要性は感じていますが、具体的な取り組みが分からないことから、取り組まないを選択しているものと思います。

そのため、各地区に対し、組織化の方法について支援をする必要があると思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の課長の答弁で、大変、区長さんに聞いたり民生委員さんにアンケートを取るといことで、かなり詳しい現状把握ができてるなどとお聞きしてました。その中では、少し対策めいたことももう出てまいりましたけども。

カッコ2の方に移っていきますが。

対策として今も出ておりましたけども、今、課長の方からも言われましたように、もうごみを出すのに遠くて大変だという方が結構多いんですね。自転車で行ってるけど、もういつまで自転車乗れるか分かんないと。どうなるんだろうという声もありました。

距離だけじゃなくてですね、ごみの収集場所が国道を横断しなきゃいけないので、もうそれが危険だし、高齢者にとっては特に大変だというようなことも、もうこれは前から言われてるんですけども、あったんです。ですから少し対策めいたことがありましたが。

まず最初にですね、では、ごみの収集場所を増やす計画というのはあるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の1番、ごみ問題についての2番、町としての対策、方向はの質問についてお答え致します。

議員ご質問の、ごみ出しの現状を通して町として支援の課題をどのように取り組むかということで、具体的にごみステーションのお話が出ましたが、町と致しましては、自助と共助および公助に分類して、本人や家族が行う自助と、近所や地区単位で行う共助、そして町が行う公助に、役割分担をして検討を進めてまいりました。

まず、自助ですが、アンケートの結果から、ごみステーションが遠いと感じている地区が多くあります。特に大方地域は、家庭ごみステーションが佐賀地域と比べまして少なく、体が動きにくくなったご高齢の皆さんは、無理をして運搬をしている現状があると想定されます。

そのため、ごみステーションの増設に取り組みやすい状況をつくり出すことによって、自助で対応しようという意欲を維持する取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、既存のごみステーションを再整備し、遠方の家族の支援も可能とする取り組みを併せて進めたいと思っております。

次に、共助についてでございます。アンケートの結果から、ごみ出し支援に取り組んでいる組織は非常に少ない現状があります。

しかし、組織化はされていませんが、アンケートの自由回答欄において、近所で助け合っている例や、災害時の見守り体制による支援を検討している地区など、お互いさまの精神を基本に、自主的に共助の活動を取り組もうとする盛り上がりが見られます。

そのような気運を損なうことがないよう、直ちに公助で対応するのではなく、支援組織を支援する施策として、組織化に向けた地元での学習会や支援制度などを行い、共助を行いやすい状況をつくり出す取り組みを進めたいと思っております。

そして、最後に公助についてですが、共助を活用したコミュニティー支援だけでは支援組織が存在しない、また、つくれない地区には、サービスを提供できない状況になってしまいます。

そのため、ごみ出しを自分でできない世帯や、共助によるごみ出し支援サービスを受けることができない世

帯に対する支援が必要となります。その支援について、既にホームヘルパーによる生活援助の一環として、介護保険制度を利用したごみ出し支援が行われておりますが、一回当たりの生活援助が20分以上と決められておりまして、ごみ出しのためだけに利用することができない課題があります。

そのため、一つの例と致しまして、佐賀地域におきましては、ごみステーションが整備されている所に限りまして、区長が了解の上、ほかの生活支援と合わせて、前日からごみ出しを可能としている地区もございます。

従いまして、自助を継続しやすい環境を整備し、共助に取り組みやすい支援を行うことによりまして、その結果、公助の支援が必要な高齢者の皆さんには、町の直接的な支援を検討していきます。

それで、家庭ごみの収納庫の設置補助の部分でございますが、平成30年度から制度化を予定しております。黒潮町家庭ごみ収納庫設置費補助金交付要綱、仮称ではございますが、それを検討しております。

補助の目的と致しましては、ごみステーションを設置した地区に対しまして、ごみの飛散防止、そして鳥獣による散乱止対策として、また、ごみ出し困難者解消のための支援として推進することを目的としております。

補助対象は、新設の場合は、ごみステーションを管理する地区と致しております。

再整備の場合は、ごみ出し困難者対策に係る、ごみ出し時刻の弾力化を図る地区としております。

補助金の額は、当該施設の設置費の2分の1の範囲内で、その限度額は1台につき5万円を予定しております。

予算の確保につきましては、6月補正予算に10台分を計上したいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私の質問の仕方が悪かったですね。

最初に、全体はどうですかって、今、通告書に基づいて聞いたらよかったですけど、まあそのとおりの答弁をしていただきました。

全体としては、自助、共助、公助と、そういう方向でごみ出しの支援をするということでしたよね。

それで、一つの細かい対策として、ごみ出しの場所を増設するあれはありますかというて、もう、それだけ先にとっちゃったんですけど、聞いたんですけど。

今、いい話がありまして、検討をすると、2分の1の補助があって、5万円まで、限度額ね。で、10台分を大体検討してるということですが。

これ、どうなんですかね。区長さんから申請が、これから挙がるんだと思いますが、何かもう目安がついてるとか、これから募集ですか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

この補助制度につきましては、まだ予算化もされておられませんので、募集は予算化がされた後ということにさせていただきます。

5月に区長会が行われますので、そこで、この補助制度の概要につきましてお知らせをさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変ありがたいと思います。ほんとにごみの、今言ったように近くにあればですね、出しやすくなります。

それから、時間に間に合わないというのは、先ほど少し内容がありましたけども、それもね、よく聞くんです。高齢者で朝起きるのが遅くて、なかなか、8 時半までに出さなきゃいけないんですけど、間に合わないときがあるって。

でも、うちなんかはですね、前の日に出さないでほしいっていう放送を必ずしております。当日の朝8時半までに出してくれということはですね、今はうちの方はあんまりなくなりましたが、まあカラスが来るとか、ネコが来るとか。

それから夏場は、ご近所の方が、うちの地区じゃないですけど、においがあるって困るとかということで、必ず前の日に出さないでくれという放送があって、今それが徹底されてるんですが、もう、その時間に間に合わんという声も、また入ってくるんですよ。

それについて少し今ありましたけども、何か対策を考えておられるんでしょうか。

もう一度お願いします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

ごみ出し時刻の弾力化と申しますか、前日からということにつきましては、これはそれぞれの地区でご協議いただいて、合意の中でやらなければいけないことやと思っています。従いまして、共助の中で話し合いをしていながらいかなければいけないと思っています。

それができるためにはですね、やはり、ごみステーションの施設がそういう鳥獣被害とかに遭わないような施設でなければ、なかなかすることができないと思いますので、そういう地区との協議も踏まえまして進めていかなければいけないと思っています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

確かにそうだと思います。

それから、課長の先ほどの答弁で、ごみの場所を増やしていったら、遠方の家族の支援も受けられると。そういうようなことを言われたんですけど。

これはどういう意味ですか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

先ほどの答弁と関連致しますが、そういう施設が整備されることによりまして、佐賀地域の方では、生活支援の部分と合わせて前日から出すことが可能な所もあるという形になっております。

従いまして、ご家族の方が遠くにおられまして、前の日の夜にいろいろ、お父さんお母さんの支援をして帰るときにですね、そういう所でごみステーションがきちり整っておったら、出すことが可能であるということになると思います。

それにつきましても、やはり地元の皆さんのご了解が必要であると思いますが、そういうこともできるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

分かりました。今、それは前の日に出してもいいというようなことがあれば、なお可能性があるということですね。分かりました。

いろいろなことを対策を考えていかないと、いろんな住民の方がおいでますので、で、いろんな条件がありますので、その人全部に合わせていくということはほんとに大変だと思いますが、町の方がいろいろ、約束どおり対策を練ってくれているということです。

それですね、その一番大変なのは、ごみ収集場所が近くにあっても自分でごみが出せない人ね。今言ったように、遠くに親戚でもいればいいですけど。先ほど課長の話にもありましたけど、高齢者の一人世帯が増えてきているということもありますよね。だから、自分で出すのが困難な人。

また、高齢者に限らず、足が悪くなってもう歩くのが大変になっている人。また、障がいがあって歩行が困難とか、理由はさまざまですけども、自分でごみ出しが困難になった方たちを今後どのようにしていくかというのは大きな課題だと思うんですね。

以前も、これも質問したと思うんです。この問題もね。先ほど課長の方で、自助、共助、公助というふうなことがありましたが、この、なかなか自分で出せない人に、対策として再度お尋ねします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

その共助の部分でございますが、平成31年度から、共助を行おうとする組織、団体に対しての支援を行うというような形の部分で考えております。

それは内容と致しましては、平成30年度からその実施をしようと、支援をしようとする組織への学習会を開催させていただきまして、そして、どのような形でその支援をしていくのかという、そういう支援組織の組織化といいますか、それを取り組んでいきたいと思っております。

その具体的な学習会のカリキュラムといいますか内容につきましては、ちょっとまだ現時点では検討中でございますので、お答えすることができませんが。その学習会の中で、利用者の想定とか、誰がどのようにして運ぶのか、そして、見守りなどをどの程度まで実施するのかということ、大まかですが、そういうような形の部分について協議を進めていきたいと思っております。

そういう中で、備品の購入であったり、経費の必要なことがあろうかと思っております。それを協議して、翌年度の当初予算の方に計上をして、31年度からそれを実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

支援組織の組織化と言われましたが、ちょっとあんまりイメージがわからないんですけども。そういうふうな組織を各地区につくるのか、町に何カ所かつくるのか、ちょっと分かりませんが。

具体的に何か考えてること、こういうふうにできたらいいなというような、何かあるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答えします。

今、どの組織かということではないんですが、一番やはり基本となるのは、各地区が大きな組織になると思います。地区でまた協議をしていただくなり。

そしてまた、もう一つは、老人クラブの皆さんにもご協力いただいたらというふうには考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

地区で協議をするということでしたから、地区がほんとに一番、その地域に住んでる実情が分かっていますので、それは一番いいことだと思います。

学習会も行うということでしたが、支援組織ですので、そういうものが例えばですね、その地域にそういう組織をつくったとして、そこに援助金といいますか補助金といいますか、少しそういうものを出して一定集めてもらうようなこと。

お金が出るんですかね。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

その支援にかかわる補助金とか、また報酬とか、そういうものにつきましては今のところは検討しておりませんが、これから学習会をする中で必要ということが出ましたら、また再度検討させていただくことになると思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

31 年度からですので、今年すぐじゃなくて今年に準備期間ということだと思うんですが、そういうことをまだ始める段階ですのでね、始めてみないといろいろな課題が、これからぶつかっていくことじゃないかと思えます。また、進んだ段階でお尋ねできたらと思えます。

それで、住民の中では、先ほど公助という話がありましたが、公助での収集を望む声も、例えばあるんですよ。

シルバー人材さんなんかをお願いして、その困難な家庭を訪問して集めるとかですね、自助、共助で対応で

きない世帯ですよ、そういう世帯に公助としてやってもらえないかと。

そういう考えはどうでしょうかね。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

公助による支援につきましてですが、自助、共助の支援施策が定着致しまして、なおかつ、自助または共助による支援を受けることができない高齢者の皆さんに対しまして、戸別収集を実施をしていこうかというふうに考えておりますので。

実施時期については、いつになるのかということについてはお答えを、今の時点ですることはできません。

しかし、そういう該当者はおられると思いますので、そういうことが実施できるように準備を整えておく必要があるというふうに思っております。

その支援の詳細につきましては、現時点で明快に提示することはできませんが、ごみ出しが困難な要介護認定者の皆さんや、障がい者の皆さん、世帯に対しまして、戸別収集を行うことを考えております。

また、そのごみ出しの収集の際にはですね、やはり先ほども申しましたように積極的な声掛けを行いまして、支援者の見守りを併せて行いたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今の答弁を聞いてますと、かなり、現状把握から始まって細かな点まで考慮されて、計画的に進んでると思うんです。計画的なことを立ててると思うんです。

それで、公助についてはまだまだ、具体的には分からないということでしたが。

今始まったばかりですので、当面できることは自助ですよ。今年やることはね。そのために、ごみの収集場所を増やしてもらおうとか、それから、時間的な問題を話してもらおうとか、そういうことがあると思うんですが。

こういうことを町は考えてますよというのを私たち初めて聞くわけですけど、それは今後、区長会なんか諮って行って、住民の中に最後にはお知らせして行って、町というのはこういうふうに思ってますよということを知らせていく、周知していくということはどのようになるんでしょう。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

周知の方法でございますが、まずは、アンケートにご協力いただきました区長の皆さんに、区長会で、こういうことをやりたいということをお知らせをする必要があると思います。

それから、民生委員の皆さんにも、民生委員さんの会の場でまた報告をさせていただいて、提案をさせていただきたいと思っております。

その後に、町民の皆さんへ、何らかの形で周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

一つ、先ほどの答弁で老人クラブの方の何とかってありましたけど、そのへんはどのように考えてるんですか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

老人クラブの、例えばの話でございますが、やはり元気な高齢者の皆さんがおられると思います。その元気な高齢者の皆さんのお力をお借りして、例えば、自分の所の家の前からごみステーションに持って行く間の部分で、ごみ出し困難な高齢者の皆さんの所に声を掛けて、ずっとそれを持っていくというふうな。そういう、その毎日のちょっとした取り組みかもしれませんが、その取り組みがコミュニケーションづくりには非常に大切やと思います。

そういうことができるのは、やはり老人クラブの皆さんではないかなというふうに考えておりますので、その力もお借りできたらなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

青写真としては大変素晴らしいもので、これが実現すると、ほんとにごみ出しで困ってる町民の解決に一歩進むと思うんですね。

ただ、今もある程度、その地域の助け合いが薄くなってるとはいえ、あるんですけども頼みにくいと。なかなかですね。それを町全体が、遠慮なく言ってくださいというふうに、なかなかかなりにくい場合もあるんですよ。それらが、今後課題じゃないかなと思うんです。みんなが見守りもするし、体の弱い人、お年寄りの方はごみも運んじゃるよ、できることはするよ、というふうに全員がなればいいんですけど、なかなかそういえないところに今の問題があるわけですよ。

それらも、今後の課題としてももちろん考えてると思うんですが、ほんとにいい計画だと思うんです。

それを進める上で、再度、そのへんはどのように考えてますか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

宮地議員がおっしゃったとおり、そこが一番肝心ではないかなというように、私も思っております。

やはり、共助を行うに当たってですね、各地区で起きます学習会を開催できるかどうかというところが大きな課題です。その学習会ができることによって、みんなでその支援が必要な方への対応を考えるという、そういう土壌ができてきます。

それがまず一歩だと思いますので、まず学習会を開催できる、そういう設定をすることが一番の大きな課題ではないかというふうに思っておりますので、そちらに取り組んでいきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

学習会をして、みんなでそういう意識を高めていく。ほんとに大事なことだと思います。

例えば、モデル地区をつくってですね、それを進めていくとか、そういうことは考えてるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

そのモデル地区についてでございますが、既に取り組みおこなわれているような組織もございますので、そちらを参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変いい計画案を作ってくださいまして、これが順調に進むように、また、私たちが協力できるところはしていきたいです。地域の方にぜひ、区長さんに、また民生委員さんに、ぜひその旨をお話して、みんなでごみ出しに困難な人、大変な人の見守りもしながら、やっつけられるように進めていけたらと思います。

1 問目はこれで終わります。

それでは2 問目の、あったかふれあいセンター事業についてをお伺いします。

これについては私、職員さんからチラシを頂いていますので、これも参考にしながら質問させていただくんですけど。

最初、カッコ1 番ですね。それから入っていきますが。

この、あったかふれあいセンター事業ですよ、平成30年4月、来月ですけども、錦野にあったあったかふれあいセンターが、施設の建て替えが終わりまして新しい建物になります。利用者は、楽しみに待ちかかっています。

現在、町内には、あったかふれあいセンター事業、以後、あったかと略させてもらいますけど。あったかの拠点となる施設は、大方にはこの錦野と北郷の2カ所、佐賀は拳ノ川と佐賀の町の2カ所。計4カ所がありますが、それと、各地域に出向いていくサテライト8カ所があるとお聞きしました。

このあったかの事業が開始されて1、2年たったころでしたか、議会の当時の教育厚生常任委員会で、佐賀の拳ノ川と、その後、大方の北郷を現地視察させていただきました。どのようなことを行っているのか、初めて見せていただきました。

その後、この事業が軌道に乗ってきってから、あったかは黒潮町の福祉政策の中心的を担う花形事業のように、脚光を浴びてきた感じがあります。数人の議員からも、質問が相次いだように記憶しております。

今では、事業開始から6、7年たちまして、住民にも相当浸透してきたと思います。

実は、私の夫の母親も利用させてもらっています。最初、利用を勧められたときには、正直あまり気乗りはしていませんでしたが、一度体験入所のようなものがあって何となく行き始めたんですが、町内の施設ですので知り合いも多いことから、何となく行き始めたのがだんだん気持ちが乗り気になって、今では、週に3日利用させてもらっています。

現在は、浜の宮部落でも利用者が増えて、地域住民にとって、特に高齢者にとっては必要な、ありがたい事業になっていると感じています。また、家族にとっても、大変ありがたい事業だと思います。

今回はあらためてこの事業を振り返り、福祉事業として住民や地域全体にどう影響を与えているのか振り返りながら、今後どんな方向で進もうとしているのかを質問として取り上げました。

最初に、カッコ1、この事業の目的は何かをお伺いします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の1、あったかふれあいセンター事業についてのご質問のカッコ1、どんな目的かについて、通告書に基づきお答え致します。

あったかふれあいセンター事業につきましては、平成23年度にあったかふれあいセンターこぶしを開所し運営をしておりましたが、同年策定しました地域福祉計画で取りまとめを行った、地域福祉に関する13の地域課題を包括的に解決する事業として、地域福祉計画で位置付けを行い、住民の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりのための重点事業として、取り組みを進めてまいりました。

あったかふれあいセンターの基本的な機能としましては、憩いの場の確保を行うサロンのような集い、あったかふれあいセンターへの送迎を行う送る、他団体や地域などと交流を行う交わる、ミニ講座や研修会、勉強会などの学ぶ、見守り支援を行う訪問、高齢者などの心配ごとなどの相談を受ける相談、買い物代行を行う生活支援などのメニューにより、地域の実情に合わせて機能の選択ができる事業です。

議員がご質問されますとおり、期間が経過するとともに制度の拡張が行われ、介護予防などの介護サービスや認知症カフェなどの機能が追加され、より一層、高齢者福祉などの福祉の向上に資する事業として機能強化されております。

それに加え、町としましては、地域福祉の課題として挙がってきた13の課題を解決するため、住民の身近な拠点施設として地域の活動にも積極的に協力し、地域づくりや地域の活性化を図ることを目的として、事業を推進することとしております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

カッコ2に移るんですけど。

今の答弁聞いておりますと、ほんとにいろんな課題を掲げて始まった事業がどんどん進んでいって、いろんなものを取り入れているということでした。

それで、この事業が6、7年たってまして、どう進んできたのかを伺います。それもちょっと入っておりますけど、まず、用意してる答弁ありますか。今のカッコ2ですけど、いいですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、カッコ2、振り返り、どう進んできたかについて、通告書に基づきお答え致します。

平成23年度のあったかふれあいセンターこぶしの開所を初めに、町では、住民の皆さまの身近な拠点施設となるように、平成24年度には、あったかふれあいセンター北郷、平成25年にはよりあい、平成28年度にはさ

がが開所し、高齢者の皆さまをはじめ、皆さまにご利用をいただいております。現在では4カ所の拠点施設を整備し、それぞれの地域でニーズに応じた機能を提供しております。

また、各地域の集会所などを活用した出張型機能であるサテライト事業につきましても年々拡大を図り、現在では10カ所で実施し、対象地域の高齢者等にサービスを提供しております。

こうした取り組みにより、集いの機能では、当初の利用延べ人数が2,198人から、4つの施設でサービスを提供することにより、平成30年2月末では延べ1万2,712人のサービス利用があり、約5.8倍の利用となっています。

このように、あったかふれあいセンターも高齢者をはじめとする皆さまに認知され、利用者数が増加しているところです。

しかしながら、本当に利用が必要な方や、利用していただきたい方などが利用されていない状況もあり、そのような方へのアプローチが課題となっていると考えております。

また、今後、訪問を通じてニーズの発掘や関係機関へのつながりを行うなど、地域にお住まいの高齢者などの課題を早期に発見し、必要な支援を行っていくなど、地域の拠点としての機能を充実させていきたいと考えています。

これまでのあったかふれあいセンターの利用者の推移につきましては、一例となりますが、買い物や病院への移動手段を確保する外出支援は、当初、利用延べ人数が231人だった利用者数が、平成30年2月末では2,152人の利用となっており、約9.3倍の増加となっています。

利用者の多くには免許を返納しており、近年では免許返納後の買い物に困り、あったかふれあいセンターの利用につながっているケースもあり、必要不可欠な機能となっております。

あったかふれあいセンターは、皆さま方に認知され、利用者数も増加しているところですが、男性の利用者や子どもたちの利用が少ない状況で、コンセプトである子どもから高齢者までとなっていないことも、課題の一つであると考えております。

あったかふれあいセンターにつきましては、住民の皆さまによる自発的で自主的な地域の活動拠点として、課題はあるものの、身近な施設としてご利用いただき、ご活用していただいているものと感謝しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

どう進んできたかというところでは、今、答弁がありましたように、集うでは2,198人だったのが、施設も増えたこともありますけども1万2,712人ですか、来たと。

それから、買い物支援でも、231人だったのが2,152人になったという点で、どんどん利用者が増えてきているということは、やはりそれだけ住民にとって利用価値があると。利用したい施設になってきているというふうにとれます。

それで、ここのパンフレットにあるのはですね、集うの健康づくりがあって、その健康づくりというもの、そのものを何かやることがありますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

健康づくりについては、このパンフレットにもありますが、レクとかサロンなどとか、それから、一応健康体操なども行っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

集うこと自体が、健康づくりにつながってるということですね。

それから、この先ほど答弁もありました相談ごとというですね、心配ごと等の相談を受けて、専門機関へつなぐ役割があると。これは私は知らなかったんですけど、あったかの事業で相談ごとを受けるといことが、実際にあってどういうふうな相談なんですかね。身の上相談とかいろいろあると思うんですけど。

どんなことをやってるんですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

実績を先に述べさせていただきます。

当初、利用延べ人数が98人だった利用者数が、平成30年2月末では122人の利用となっており、約1.2倍の増加となっております。

あったかふれあいセンターでは、専門職の配置が必須ではないため、専門的な相談が少ない状況とはなっております。

また、認知症に関する家族からの相談が増加しており、今後、あったかふれあいセンターを活用した個別相談の実施が必要にはなってくると考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

相談ごとというのは分かりました。認知症になったときに、家族を抱えてるけどどうなんだろうかって、そのような相談が多いということですね。

それはありがたいですね。ほんとにそういう家族を抱えたときには一人で悩む、そういう方も多いですから、そこへ相談に行ったらいろいろとアドバイスしてくれるということは、包括支援センターとかいろいろありますけども、ここもそう請け負ってくれるということでは大変ありがたいと思います。

それから訪問ですね、配食サービス、見守り支援とあります。

大体分かりますが、具体的にどういうふうやってるんでしょうか。

簡単でいいですけど。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

すみません。

それでは、再質問にお答え致します。

栄養バランスの取れた食事を提供することにより栄養指導を実施するなど、食に関する相談の必要なども行われております。

それから、一応お弁当ということで、ずっと各家へ配食を行っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

配食というのは、施設を利用した方に配食してるということですよ。まあ、それは栄養バランスの取れたお食事ですか、お昼を出してるということですが。

私はね、こういうふうにとったの。配食サービスですから、その施設を利用しない人でも配食だけ、お金を出せばできると聞いたんですよ。そういうのがかなり進んでるのかなと思ったんです。

というのはですね、私はそういうことをやりますよと聞いたので、議員で県外研修に行くときには、時々ここに晩ご飯の配食を頼むんです。そういうのがかなり浸透してて、このサービスは徹底していつてるのかなと思いましたので。配食サービスすることによって、一人暮らしのお年寄りでしたら、元気ですかという見守りもできますので。

そういうことも、ある程度アピールしてやってるんですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

配食を行うときはですね、見守りも兼ねて配食を行っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それから、生活支援で先ほど課長の答弁もありましたけど、お買い物ですよ。

これは買い物や、ここに書いてあるのは、買い物や病院、郵便局など、町内での移送支援。買い物代行など、というふうにあります。

買い物はね、ほんとに利用してる方が言うておりましたけど、助かってると。なかなか買い物に行けないし、先ほど課長からありましたように、もう車の免許も返納したらですね、一番困るのが買い物なんですよ。そういうときに代行を頼んだら、何々買ってきてくれる。

または、その施設にも売りに来てくれるそうですね。それで、時々うちのお母さんもりんご買ってきたり、干物買ってきたり、そういうこともあるんです。日用品も置いてるとかって、今、ちらっと聞きましたけど。

そういう生活支援を、このあったかが受け持ってくれるということでは、大変助かってると言うておりました。

あと、病院とか郵便局とか、そういうことも連れていってくれるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

生活支援の多くはですね、買い物代行や行政手続きのための支援、服薬支援、それから、自宅での困りごとの対応となっております。

買い物支援につきましては、利用者が見て取って購入する。先ほども議員がおっしゃられたように、近隣の商店に依頼して、あったかへ商品を持ってきてもらいなどして、利用者がそのまま買えるような形を取っております。

それからまた、自宅での困りごとということで、電池の交換など、機器等の取り扱いの支援に対応しております。

それから、郵便局とか病院とかですかね。は、利用者にはそういう対応も行っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私の最初の認識は、あったかっていうのはお年寄りを預かってくれる施設、そういうぐらいに思ってたんですけど、かなり機能が多機能にあって、今、聞いてますと。病院にも、必要だったら利用者は連れてってくれるし、郵便局なんかも、ほんと遠い人困るんですよね、これがね。そこも連れてってくれる。そういう点では、大変住民にとってありがたいなと思って聞いておりました。

もう一つ、学ぶというのがここにありまして。先ほど、健康体操もありますが、介護予防についての学習会とか創作教室と書いてありますが。

介護予防についての学習会とか、そういうこともやってるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

介護予防の学習会も行っております。認知症についてとかですね、食もですけど、についてなどですね、食べるものまでいうことで、学習会は行っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それで、カッコ2の中で、まあいろんなことがやられていというのが分かったんですけど、勉強会、学習会をしてると。

これをすることによって地域の方は大変喜んでくれてますが、それが、その認知症予防につながるとか、介護予防につながるとか、何かそういうふうなことはどうですかね。どういうふうにとらえてますかね。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

あったかふれあいセンターの事業が介護予防につながってるかというご質問ですが。あったかの方へ来てい

ただだけで、一応介護予防にはつながっていると思います。自宅で一人で、引きこもりではないですけどお
るよりか、みんなと交流をして、話をしているところで、介護予防にはつながっていると思います。

ちょっと今、要支援要1の方で介護認定を受けている方で、あったかを利用されている方は、かなりサービ
スを受けてない。介護のですね。の方が多いいということは、多分、介護予防にあったかを利用していただくこ
とにより、介護予防につながっていると考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

いいことづくめですね。

1番のごみの問題も、かなり進んでいい答弁ばかりだったんですが、この2番のあったかふれあいセンター
もほんとに、進むにつれて、住民にとっては必要な組織になってきていますし、果たしてこれが私たちが利用
するときになって続いているものかなと、それも心配するぐらいですが。予算の関係もありますから。

今の事業としては、住民にとって大変ありがたい事業になってるなというあれを受けました。

それで、先ほど言われましたけど、男性や子どもたちの利用が少ないと。男性の方は確かに、地域でふれあ
いサロンをやっても、ほとんど女性です。うちなんかやっても。どこもそうですし、なかなか男性の方は来て
いただけないんですけど。

子どもたちの利用が少ない。子どもたちがそこに行くという感覚が、私、あんまりないんじゃないかなと思
うんですけど。

子どもたちがそこへ行って、どんなことをするんです。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

子どもたちは、普段の日はですね、学校へ行って、昼間は学校ということで。多分、放課後になれば、あつ
たかへ集まっていたいただいてもですね、宿題をするとか、みんなで友達と話をすとかいうこともできると思
います。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

以前、そういう話を聞きましたが、実際今、子どもたちがそういう施設を利用してるという事例はあるんで
すか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

あったかこぶしではですね、子どもたちも来ているということを聞いております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

じゃあ、カッコ3番に移ります。

今後はどのような事業にしていきたいのかという方向性を伺うと、簡単に書いてるんですけども。この事業は最初にも言いましたように、この福祉政策の中心的な課題になってきてるんじゃないかなと思うんですよね。

それで、これからどんどん事業も拡大していくのか。場所もサテライトが、最初、私が聞いたときには8カ所と言ったのが、課長の答弁では10カ所とありましたので、サテライトも広がってきてるんだと思うんですね。

という意味で進んでると思うんですけども、それがですね、まず全体としてどのようなビジョン、方向性を持つてるのかをお尋ねします。カッコ3番。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、カッコ3、今後どのような事業をしていきたいかについて、通告書に基づきお答え致します。

あったかふれあいセンター事業は、地域での見守り、支え合いの地域づくりを推進し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、生活支援などの機能を受けることができる地域福祉の拠点施設となるよう取り組んでいきたいと考えています。

このため、現在4カ所あるあったかふれあいセンターに加え、今後、2カ所のあったかを整備することにより、各地域に密着した拠点施設としていくとともに、新たな福祉のネットワークを構築し、人や物、情報などを流通させることにより、点で支えていたものを面として機能させたいと考えております。

また、各あったかでは、サテライト事業として周辺の地域に出向くことにより、サロンを地域の交流の場としたり生活支援を行いながら、地域での、互いに支え合う体制づくりの構築のために取り組んでおります。

そのほかにも、あったかの施設を公共交通の拠点とすることで、バスを待つ時間を交流する時間とすることも図る取り組みや、介護予防などの事業にも取り組んでいきたいと考えております。

そして、現在、課題であると認識している、あったかに来ることができない方などに対しても、訪問活動を強化し、生活支援などを行いながら、地域や関係機関と連携した取り組みに発展させるなど、地域全体の把握にも努めていかなければならないと考えております。

いずれにしても、あったかふれあいセンターは、それぞれの地域での活動や特徴、課題などの地域の実情に応じ、機能や取り組みを追加や変更しながら、地域の皆さまと一緒に考え、地域の皆さまにわかりがられ、ご利用いただける地域の拠点施設となるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

少し分かりづらいんですけども。

ここにあるようにですね、基本的な機能のほかに、今課長の答弁にもありましたけども、住民の身近な施設として地域の活動にも積極的に協力し、地域づくりや地域の活性化を図る。あったかが地域づくりをしていくと。そのへんがなかなか分かりづらいんですが。

今、拠点、サテライトがあるとしても4つあって、2つ増やして6カ所になる。その地域の拠点をつくって、地域づくりをしていくわけですかね。それを拠点にして地域をつくっていくというのが、少し住民にも、私にも分かりづらいですけど。

どういうふうに、具体的に地域づくりを図っていくということでしょう。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

地域づくりや地域活性化についてですが、あったかふれあいセンターは支援しながらその地域を、隣近所への声掛けや、地域の災害時の支援マップ作りなどへ参加するなどにより、防災対策とかご近所同士の助け合いなどの支え合いの仕組みづくりや、地域の行事、祭りとか自主的活動への仕掛けづくりなどを行い、地域の活性化の支援をしながら行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

すみません、補足させていただきます。

地域づくりと非常に分かりにくい、今までのあったかの取り組みの内容からちょっと関連性が分かりにくいと思うので、少し補足をさせていただければと思います。

まず、地域福祉計画をご覧になっていただいていると思うんですけども、あそこの根本的な思想が、お陰さま、お互いさまということです。従いまして、いかに黒潮町全体で共助の仕組みをつくってくるか。これが大きなテーマとなっています。

その中で、あったかふれあいセンター、確かに拠点もありますしサテライトもございしますが、あったかふれあいセンターがすべてサービスを提供する側で、地域住民の皆さんはすべてサービスを受給する側と、こういった立ち位置の固定化をするサービスではないということです。つまり、積極的にあったかふれあいセンターに地域の皆さんにもご参画をいただき、ある時はサービス提供者にもなっていただく。そして、あったかふれあいセンターの職員も常にサービス提供者の立場ではなくて、例えば地域の活動に積極的に参加させていただいたり。

あるいは、もしかすると地域活動の中で、運営協議会でもいろんなお話し合いがされますので、今まであったかふれあいセンターの枠組みの中での取り組みにはなかったものでも、例えば先ほど課長が申しあげましたように、今度のお祭りを少し充実したいね。そこへあったかふれあいセンターが積極的に関与しましょうか。こういったことが、これからずっと充実していくようになってまいります。そうすることで、しっかりと支え合う地域も、地域をつくることにも寄与していくというのが、このあったかふれあいセンターの取り組みの一つの大きな指針になっておりまして、それを先ほど課長が答弁したところです。

少し補足になったかどうか分かりませんが。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

言いようことは言いようことで、実際、これが現実にあってないという。現状として進んでないようなです

ね、イメージとしてですよ。地域の中にそんなに入ってると思えないし。

地域の人が利用してるということはあります。まあ、地域のふれあいサロンはやってますが、それサテライトで。

あったかが地域づくりに積極的に、地域の活動に積極的に協力するというのは分かりますけど、地域づくりや地域の活性化を図るということはずね、もう少し具体的にはどういふことですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

例えばですね、先行して整備しました北郷なんかでは、あったかふれあいセンターのこれまでの枠組みにとらわれず地域の皆さんとお話し合いをすることで、いろんなイベントをやらせていただいたりですね、そういったことも具体的な事業として、もう既に実施事例がございます。

そういったことを全町的に広げていきたい。こういったことも、あったかふれあいセンターを全町的に網羅する中で、一つ自分たちは指針に置いているところです。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

どうして私分からないって言うかといひましたらね、近所同士の支え合いをやっていくとか、防災に関してもやっていくとか、何か言いましたけど。これは課長の答弁ですよ。そういうことがありましたけど。

言うたら包括とかですね、行政、役場がやってるようなことが結構ありますよね。それを、このあったかが請け負うわけじゃないですけど、またそういうことに手助けしていくといひますか、一緒になってやっていくといひか。

そういうことを、あったかも事業として持っていくんですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

これ、3 番目のご質問。

（宮地議員から「ええ、ええ」との発言あり）

多分、ちょっと包括的にご説明申し上げないと、単発で説明してもちょっと分かりづらひのかなと思ひますので。

少し逆説的な答弁なるかも分かりませんが、例えば3 番目で、今後どのような事業にしていきたいのかといひうご質問がございます。これ、平成 23 年度に 1 施設目を整備したときからずっと一貫してこの議会の場でも言ひ続けてきたことなんですけれども、今、そのフェーズに入ってます。

何が言いたいかといひとですね、ネットワーク効果ですね。これもずっと言ひ続けてきたフレーズなので、もう耳にたこじゃないかなと思ひますけれども。よく IT の世界で言われるんですけども、サービスを提供するコンテンツにたくさんのユーザーの方がどんどんどんどん押し寄せてくると。そのことによつて多数の参加がどんどんどんどん、参加が増えていくことによつて、提供されるサービスの質が向上されていく、あるいは重層化されていく。こういったことになりまふ、社会で何かを起こそうとすると。

このあったかもですね、これから行政がこういうことをやりたいといひフェーズはもうとつくに終わつていて、現場の職員の努力で、凄まじいぐらいに地域の課題とか実状とかが把握できていますので、これからは現

場の職員と、それから、ご利用いただく地域の皆さん、あるいは訪問活動で顔つなぎができている皆さんが、もう既にあったかふれあいセンターの事業をつくり上げていくと。個別のメニューを。そういったフェーズに入っています。これが、23年度からずっと言い続けてきたネットワーク効果であって、もう既にそれが発現されつつあるというところまで、この事業が来ることができました。

その上で、先ほど、包括ならびに行政の業務との重複のご質問があったと思うんですけども、できればその重複は整理をさせていただいて。例えば、あったかに委託できるものは、あったかに委託をさせていただいたり。今回の予算もその一部。これまであったかの業務になかった部分で、行政が担っていた部分の委託業務。例えば認知症対策なんかの委託業務を、今回の予算で計上させていただいています。

仮にそういうことをすることによって、例えば包括で今まで手の回らなかったサービスに、包括本体としてが回るようになったりということで、その地域支援、あるいは地域福祉の重層化を図っていくと。こういったことも必ず到達できる場所だと思っています。全然、非現実的なお話でもなくて。

それからまた、その地域の方がやっぱり集われる機会が多いので、必然的に防災のお話にもなりますし、あるいは医療のお話にもなりますし、あるいはお祭りの話にもなるでしょうし、いろんなイベントのお話にもなると思います。それはそれであったかは関係ないからね、ということではなくて、積極的にそういうことにも関与していくと。こういったことです。

ネットワーク効果の発現が始まったというお話をさせていただきましたが、もっと言えばですね、まだまだ門戸を広げて、たくさんの方にご参加いただければ、またまたサービスは充実してきて、まだまだサービスの重層化が図られるということ。こういうことになります。

従いまして、門戸を広げ、たくさんの方に来ていただく。その中で、現場と地域住民の皆さんが自発的に取り組みを進めていかれる。そういったことの中に、例えば、お祭り排除しましょう、地域づくりを排除しましょう、防災排除しましょう、ということにはならないということなので、このあったかふれあいセンターを核として、しっかりと地域にも積極的に関与をしていきたいということです。

これが理想なんですけれども、全部が全部お任せしますと人的資源にも限界がございまして、優先順位的な必要なサービスに手抜きが起こったりとか、薄くなったりということがあるといけないので、そこはそれぞれ、施設の判断で関与いただくということになります。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今後のビジョンとしては、一定分かりました。

でも、ネットワーク効果というのがですね、実際、私は実感をしておりませんでした。

利用者もですね、あまりそういうことは実感してないと思うんですが。というのがですね、先ほどから言うように、いろんな事業を手掛けてるんですけども、お年寄りが行って、預かってもらってお昼も出してもらって、送り迎えしてもらって、買い物に行ってくれると。そういう一つの施設がもう重点であって、地域づくりまで話が進むなんていう話は聞いたことがないんですけど。

実際、そういう事例というのはどうですか。あるんですかね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど申し上げましたように、例えば北郷ではもう既にそういったお話し合いも、あったかを核として進んで

いる事例もございますし。

少し説明がうまくできてないのかも分かりませんが、地域づくりに積極的に関与しようとする姿勢を持つのが持たまいが、結局そうなることになります。

それは何でかという、単純に集まってください、単純に送迎します、単純に買い物サービスします、というサービスを提供するための仕組みではないので、包括的に全町で助け合いの仕組みをどう構築していくのかというのが自分たちの考えですので、必然的にそうなるということです。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

何となく分かりました。ぼやっと。

ということは、ほんとにあったかの施設というのを自分で再認識したんですけど、かなり深い意味を持って、単なる預かってる施設じゃないという。見守りだけでもないし、お弁当提供してるだけでもない。ほんとに、みんなの福祉を向上させていくといいますか、地域づくりの中にもずっと浸透して行って、やっぱり福祉政策の根幹を成していくような、そういうセンター事業なんだというふうにとらえていいですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

おっしゃるとおりです。

これは、1 施設目を整備したときからずっと持ち続けている思想でございまして、それをずっとやってきたということです。

現場のご努力もありまして、ここ数年は飛躍的にサービス内容の充実もあったり、活動領域の広範囲化も図られて、方向的には間違いないといいますか、いい方向に向かっているんじゃないかなと思います。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

質問で、大変勉強になりました。

2 点目の質問をこれで終わります。

3 番目に入ります。就学援助制度についてです。

この制度についての質問は、私は3回目になります。最初に質問を取り上げたのは2016年の3月議会です、2年前になります。その後、またその年の12月議会で再度取り上げています。

そのときから2年間で、制度の充実、拡充、かなり進んできました。住民にとって、特に子どもたちにとっては、大変ありがたい教育委員会の判断だと思い、感謝をしております。

今回取り上げる内容は、2016年に12月議会での答弁で、検討中とあった内容とか、または新たに設けられた援助もあるということから、これもうれしいことですが、それらを考えて質問に取り上げました。

それではカッコ1の、この制度が設けられた理由と、その根拠を伺います。

この点については、質問のたびに必ず私が最初に取り上げていますが、この就学援助制度がなぜ設けられているか。その根拠となる大事なものですので、再度であっても省くことはできません。

よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、就学援助に係るご質問の1番、制度が設けられた理由と、その根拠についてお答えを致します。

ご質問にもありましたように、2年前にも同様の質問をしていただきましたけれども、同じ回答になります。省かないで答えたいと思います。

学校教育法第19条では、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならないとされております。そのため、当町では、黒潮町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費要綱に基づき、必要な経費を予算措置をしているところでございます。

このうち、要保護者、生活保護世帯の児童生徒への援助に対しましては、国が就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校保健安全法等に基づいて、必要な援助を行っているところです。

準要保護者に対する就学援助につきましては、生活保護法に規定する要保護者の認定基準に準じて実施をしています。

具体的には、黒潮町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費要綱第2条に基づきまして、黒潮町立の小学校または中学校に在学する児童または生徒、もしくは町内に居住する児童または生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者で、要保護および、これに準ずる程度に困窮していると黒潮町教育委員会が認めた者に対しまして、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費に加え、本年度から、新入学生徒被服費の8費目につきまして、金銭の給付を行ってるところでございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今、子どもたちの置かれてる現状というのは大変厳しいものがあります。

厚労省の発表では、今、子どもの6人に1人が貧困に陥って、子どもの貧困率が過去最悪の16.3パーセントとなり、その中で特に、一人親家庭の貧困率は54.6パーセントにもなっています。一層厳しい現実が一人親家庭には、また、子どもたちを襲っています。

子どもたちと保護者を取り巻く昨今の現実を考えると、恐ろしいような、また背筋が寒くなるような、そんな気持ちになります。子どもの貧困化が社会問題として取り上げられ、貧困化が学力にも少なからず比例をしているといわれています。それぞれの子どもの個性や能力、人間性などは、学校の成績やテストの点数だけでは評価はできませんが、子どもたちが生きていく上には教育は大切です。特に先進国では学歴社会ですので、教育水準の差、学業における差が、子どもの将来の道を大きく左右しています。

子どもの将来を考えると、今、次長も言ってくれましたけども、この就学援助制度の充実はとても大事な制度であって、憲法26条で定められた、すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。また、義務教育はこれを無償とする。あります。

また、教育基本法第4条には、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない、と定められています。未来ある子どもたちが伸び伸びと、その能力に応じて、経済的な格差に関係なく、等しく教育を受ける権利は、憲法で保障されてるわけです。就学援助制度はそれに基づいたもので、具体的には、先ほどありましたように学校教育法19条とか町

の条例で具体化はされておりますが、就学援助制度はそれに基づいて、地方自治体にはその内容をより充実していくことが求められています。憲法を暮らしに生かすことが、子どもたちの未来を保障し、ひいては日本の将来を保障していくと、私は考えます。ですから就学援助制度というのは、決して施しではないんだということをつけ加えておきたいと思います。

それでは、カッコ2に移ります。

先ほども言いましたが、2年前とはかなり、この制度の充実が進んできております。

例えば、修学旅行についてですが、2年前に私が最初質問したときはですね、修学旅行費は大変お金が掛かりますと。そのときは8割給付でしたので、実費のですね。それで、親としては経済的な理由で欠席させることは、子どもにも大変寂しい思いをさせるので、何としてでも行かせてやりたい。財源を伴いますが、何とか実費補助へ改善できませんかと、質問を致しました。ありがたいことに、修学旅行はその後、実費給付へと拡充をしてくれました。

修学旅行費のほかに、どのような内容を拡充、進んできた内容ですね。

それはカッコ2番ですね、移りますのでお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、就学援助制度についての2番、2年くらい前と比較をしてどのように制度が充実したか、というご質問のお答えを致します。

先のご質問でお答え致しました就学援助8費目のうち、今ご質問にもありましたように、平成28年度には修学旅行費をそれまでの実費の8割助成から全額助成に、それから学校給食費につきましても、5割助成から全額助成に拡大を致しました。

また、本年度からは、認定基準の見直しと新入学生徒被服費を、新たに制度化をしたところでございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

次長、もう一つね。クラブ活動費、言われましたかね。

これ、抜けてませんか。

（教育次長から何事か発言あり）

あ、そうか。すみません。

クラブ活動費は検討課題だと言われて、ユニフォーム等の現物給付をしているというふうになったと聞いたんですけど。

これは違いますか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

制服につきましては、現物支給といいましても、現物を買っていただいた領収書と引き換えに現金給付をすることとしておりますけども、今のところクラブ等の、まあ体操着といいましようか、そういうものにつきましては対象としてございません。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すみません、それはじゃあ私の勘違いでしたが。

今、次長が言われましたように、大変、この充実し拡充していくことはありがたいことだと思います。経済的な理由で教育を受ける権利が差別されている現実に対して、たとえ地方自治体のそれが義務だということがあってもですね、該当する子どもたちへ援助の手を差し伸べる手だてというのは自治体の裁量に任されていますので、教育委員会の努力等は大変評価されるべきものだと思います。

しかしですね、褒めてばかりもいられないんですよ。検討課題として残っているものもあります。

例えば、あのときに言いましたけど、PTA 会費、また生徒会費。これも国の方ではどんどん進んでいってるんですが、どのような検討で、結論はどのようになったのでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

今ご指摘のありました、PTA 会費でありますとか学級費等につきまして、全く検討しなかったというわけではございませんけども、この2年間、先ほどご説明しましたように、特にほかの市町村では実施をしていない、制服の交流にかかわる費用の助成制度等も作りませんでしたので、まだそこまでの検討には至っていなかったということが実情でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

少しカッコ3番の答弁が混ざってきておりますので。

PTA 会費や生徒会費は、まだまだそこへ至ってないと。新しいことを始めたということですので。

それでは、カッコ3に移ります。

今年度から、今言われたように新たに取り入れられた制度があるとお聞きをしました。これもですね、この質問をしようと思って現状をお伺いしに行ったら、今年から、来年度ですわね、制服についてやるんですよということを初めて聞いたんです。

その、新しく取り入れた制度はどのような制度なのか。それを詳しくお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、就学援助制度についての3番、今年度新たに取り入れた制度についてのご質問にお答え致します。

先ほどもご説明しましたように、本年度は以下の2点につきまして改正を致しました。

まず、認定基準についてでございますけれども。これまで1.0倍以下の世帯を対象としていましたけれども、1.3倍以下の世帯ということで、認定基準の引き下げを行いました。

また、新たに新入学生被服費を設けました。これは、翌年度中学校に入学予定の小学校6年生を対象に、4万円を上限に、制服購入に係る費用を助成するものでございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変ありがたい制度ですね。他市町村ではあんまり聞いたことないんですけども、4 万円を上限として制服購入の補助をしてくれると。援助をしてくれるということなんです。

あんまり知られてないと思うんですけども、該当するといえますか、子どもさんのいらっしゃる所はご存じだと思っんですけど。

周知方法としては、どのようにしてありますか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

周知方向につきましては、年明け1月から、就学援助にかかわる全保護者に広報をさせていただきます。

その際に、今ご説明しました新たな制度を設けましたということも盛り込みをして、該当の方には申請をしていただくという手順を取っております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

1 月からと言われましたので、今年の1月に初めて保護者に、こういう制度を設けましたよと言ったんでしょうかね。それで、その申請をして、洋服を買って、ここには領収書を大切に保管しておいてくださいと書いてあります。領収書を持っていったら、その金額を4万円を上限で振り込んでくれると。

ちょっとそのへんを、もう少し詳しくお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

ちょっと整理をしてご説明を致しますと、翌年度の就学援助の申請のお知らせにつきまして、年明けに保護者の各世帯に広報させていただくということと。

それから、制服の購入費につきましては今年度新たに設けられた制度でございますので、既に今年、準要保護の対象の世帯も含めて、各世帯に新たにこういう制度が設けられましたよということでお知らせをし、その手順について周知をしたところでございます。

それで、支給の方法としましては、制服を買っていただいた領収書、これを申請書に添付をしていただいて、それを確認した後に、指定の口座にお振込みをさせていただくということになります。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

申請書に領収書を添付するということですね、締め切りはいつですかこれは。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

すみません、はっきり日付までちょっと覚えておりませんが。

来年度、中学校1年生の世帯に対して支給。つまり、現在、小学校6年生の保護者に対して支給でございますので、入学までに申請をしていただければ、その対応をするということになってございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

いや次長ね、私、通告書出してるですから、こういうのが出てるじゃないですか。教育委員会に出してるじゃないですか。これを持ってきてくれたら、大変分かりやすかったらと思うんですが。

ここはですね、提出期限および提出先というのを書いてありまして、平成30年3月31日までに書いてありますよ。学校または教育委員会へ出してください。だから、入学前というよりは3月31日までに提出しなきゃいけないということですね。はい。

大変うれしい制度ですので、大いにこれを保護者の方にもお知らせして、こういう制度を黒潮町がやってますよと。制服4万円までといったらかなり大きなね、金額。制服買うのは大変なんですよね。それが、就学援助を受ける方にはこういう補助がありますよということで、大変ありがたいと思っています。

これからも、周知の方法を進めていただきたいと思うのと。

じゃあ次長、あれですかね、どういう手順でこれが振り込まれるのか、分かります。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

29年度の予算でございますので、3月31日までに請求あったものにつきまして確認をして、それ以後の支払日に口座振り込みをさせていただくことになっております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

保護者としては立て替えて、例えば4万なら4万出しているわけですよね。

で、それは振込みはいつごろですかね。予定は。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

早い方ですと、4月の10日の振り込みになる予定でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

では、3番はこれで終わります。カッコ3ですね。

じゃあ、カッコ4の方に移っていきます。

入学時に支給される学用品費、入学準備金としてとらえてる自治体もありますが、この支給時期についても検討課題として、今までも残っておりました。

保護者にとって、新学期が一番お金が掛かります。特に、小学校に入学するとき、また中学校に上がるときは、思った以上にお金が掛かります。生活困窮者であればなおのこと、保護者が建て替えることも大変な状況で、どうせ支給するものであれば必要な時期に必要なものを支給することは、ある意味当然です。

以前にも言いましたが、参議院の文教科学委員会でも文科省が、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう、十分配慮するよう通知をしているが、市町村に引き続き働き掛けていくと、答弁をしていま

す。

その中に、特に新入学児童生徒学用品費と、と、も付け加えられております。

入学時に支給される学用品費、この支給時期についての検討課題はどのようになりましたでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

就学援助制度についての4番、入学時に支給される学用品費の支給を入学前に支給することに関するご質問にお答え致します。

これまで新入学児童生徒学用品費につきましては、黒潮町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助要綱に基づき、当該年度の4月末日までを認定申請期間とし、4月1日にさかのぼって認定をした上で新入学児童生徒学用品費の支給を行っていましたが、次回からは前年度のうちに、入学準備金として事前に支給できるよう、要綱の整備を図ることとしています。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

じゃあ、一步前に進んだということですよ。

今まではなかなかですね、認定期間が4月に入ってからだとか、4月1日に黒潮町にいなきやいけないんだとかって話がありまして、私はそれに基づいた質問書を作っておったんですけども、一步前に進みますが。

それでは、具体的にはいつごろで、どのような方法でこれを申請するなり、なるんですかね。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

30年度の方につきましてはもう既に間に合いませんので、31年度から入学をされる方が対象になるかどうかと思います。

その際には、30年度の、今のところの予定では3月ぐらいに、入学準備金という新たな項目を設けまして、対象者に支給をしたいというふうに考えます。

ただし、新入学児童生徒学用品費については、本来でしたら新年度の支給になっていましたけれども、入学準備金を支給をされた方については、その新入学児童生徒学用品費との併給はできないということにしておきたいと思います。

ただし、新入学児童生徒学用品費の費目につきましては、例えば、新たな年度に転入をされた方等が発生を致しますとその必要性が生じますので、項目については一定残しておかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

その入学準備金として新たに制度を設けてやるというのは、八王子市なんかもそうですし、四万十市もそうですよね。

それで、いつごろ。今、答弁あったかもしれませんが、いつごろ保護者に支給になるんですかね。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

できましたら、年度の終わりの3月上旬ぐらいをめどにしたいと考えております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

この壁がなかなか開けれなかったんですけど、いつの間にかこの壁を飛び越えることができて、大変うれしい答弁です。3月上旬ごろには、もう入学準備金として振り込まれるということでした。

以前には、事務手続きだとかいろいろ教育委員会の言い分があったんですけども。

それでですね、もう一つ。

この入学準備金といいますか、そうですね。国の方が、金額を倍程度にするということになって、今年から支給額を値上げする自治体が相次いでると聞きましたが、黒潮町ではどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

新入学児童生徒学用品費の単価につきましては、国の基準が引き上げられておりますので、その額を当町も引き上げを致しまして、30年度分の支給から適用したいと考えております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

もう少し詳しく聞きますけども。

これに金額が書いてありますが、新入学児童生徒学用品費、小学1年生が2万円、中学生が2万470円、中学校1年生が2万3,550円が、現在支給されてるものだと思うんですが。

これが幾らになるんですか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

小学校2万470円、現行の基準を4万600円。中学校2万3,550円の基準を、4万7,400円を予定してございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変ありがたい制度になりました。

これが3月上旬ごろに振り込まれる、ということでよろしいんでしょうか。

来年度になりましたね。今年度は間に合わないと言いましたね。よろしいんですか、来年度。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

30年度につきましては30年度から適用致しますので、4月末までの認定期間に認定をされた方につきましては、その後、支給をさせていただきます。

それで、31年度入学予定の方につきましては入学準備金という形で、この金額について支給をさせていただきますと思います。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

一つ歯車が、もう一つ回転したということでは、大変ありがたいです。

今まで、答弁があったようにですね、2年間にかなり黒潮町でも進んできました。で、これは全国で住民運動とか、おとうさんやおかあさん、それから市民の皆さんが粘り強く地道に運動してきた。それに連動して、地方議員や国会議員がまた質問していくという。そういう、ちいちゃいことでも声を挙げていけばこういうふうに一步一步実現していくんだという、一つの運動の成果だと思います。それによって、国も動いたわけですね。それで、金額が倍以上になった。こんなことはなかなか今までなかったことですが、町単独で倍にしますよなんて、そう簡単な答弁が出たことはないんですけども、今回そういうふうになりました。

そして、レベルアップしたっていうことは、今言ったように運動の成果、それから国も動いたということでもありますけども、ばらつきは、みんながみんなそうじゃないわけですね。ばらつきがあります。この入学準備金にしてもですね、文科省でしたかね、それが出してる通知には大体50パーセント。半分の自治体しか、今年度実施また実施予定しかないわけですね。全部がやってるわけじゃないです。その点は、黒潮町は一步進めていただきました。

それはですね、私は一つは町長の政治姿勢がね、やっぱり、光の当たらないところに光を当てると、最初に言われましたよね。町長になったときに。そういうことが大きく生きてるんだと思うんです。やはり財源を伴うような援助制度は町長のゴーサインがないといけませんので、一つはそう思います。

それから、これは教育部局ですので、教育長が、いやいやそれは駄目ですとか、こういうことはまだまだですとか、もしそういう意見があれば駄目なんですけども、最後には教育長がよしと、やりましょうということになったんだと思うんですね。

黒潮町が一步前進した。子どもたちにとって、大変大きく手を差し伸べる制度が充実させてきた。これは私、坂本教育長の8年間の足跡として残ることと思います。

どうも、私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

延会時間 16時 32分